

平成 26 年第 3 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 26 年 9 月 9 日 開会

平成 26 年 9 月 19 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成26年第3回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月9日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第44号から議案第60号までの上程	7
○議案提案説明	8
○決算書説明	14
○健全化判断比率等報告	21
○決算審査報告	23
○議案内容説明	26
○散 会	26
○署名議員	27

第 2 号 (9月18日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	29
○開 議	30
○議事日程の報告	30
○会議録署名議員の指名	30
○諸般の報告	30
○一般質問	30
林 邦 宏 君	31
三 村 清 君	37
斉 藤 勝 則 君	52
高 橋 廣 美 君	68
塩 原 正 由 君	74
中 村 賢 郎 君	81
武 田 栄 市 君	89
塩 原 龍 三 君	99
塩 原 操 君	101
○散 会	108
○署名議員	109

第 3 号 (9月19日)

○議事日程	111
○出席議員	111
○欠席議員	111
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	112
○事務局職員出席者	112
○開 議	113
○議事日程の報告	113
○会議録署名議員の指名	113
○諸般の報告	113
○常任委員長の報告	114

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第 4 4 号から議案第 6 0 号までの質疑、討論、採決	1 1 7
○追加議案 発議第 4 号から発議第 6 号までの上程	1 2 5
○議案提案説明	1 2 5
○発議第 4 号から発議第 6 号までの質疑、討論、採決	1 2 5
○議員派遣の件について	1 2 7
○閉会中の継続調査の申し出について	1 2 7
○村長挨拶	1 2 7
○閉 会	1 2 9
○署名議員	1 3 1

平成26年朝日村告示第56号

平成26年第3回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月1日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成26年9月9日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成26年第3回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成26年9月9日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第44号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

第 6 議案第45号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 7 議案第46号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 8 議案第47号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

第10 議案第49号 平成25年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第50号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第51号 平成25年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第52号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第53号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第54号 平成25年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

- 第16 議案第55号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第17 議案第56号 平成26年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第57号 平成26年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 第19 議案第58号 平成26年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第59号 平成26年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第60号 平成26年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案提案説明
- 第23 健全化判断比率等報告
- 第24 決算審査報告
- 第25 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	中村美代子君
生活環境課長	曾根克仁君	産業振興課長	上條靖尚君
会計課長	筒井貞子君	教育次長	林さとみ君
総務課副主幹	清沢さおり君	代表監査委員	栗津原一芳君

事務局職員出席者

議会議務局長 清 沢 光 寿 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成26年第3回朝日村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

2番 武 田 栄 市 君

3番 塩 原 龍 三 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果及び例月出納検査結果報告が、別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、本日まで受理した請願・陳情はお手元に配付しました請

願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議案第44号から議案第60号までの上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第5、議案第44号から日程第21、議案第60号までの議

案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第22、ただいま提出されました議案について、提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成26年朝日村議会9月定例会を開催しましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、去る8月20日未明に発生しました、局地的豪雨によります広島市の大規模土砂災害の同時多発、また7月9日に発生しました南木曾町の土石流災害を始め、中国地方、近畿地方、北海道北部等、全国各地で集中豪雨による甚大な被害が相次いで発生をいたしております。改めて、広島市での死亡者、行方不明者74名の皆様を始め、災害によりお亡くなりになりました方々に、心からお悔やみを申し上げます。また、被災されました各地域の皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。現在、被災現場では総力を挙げて取り組まれておりますが、一刻も早い復旧を願うものでございます。

改めて、自然災害の恐ろしさを思い知らされておりますが、各地の大災害を知るほど、危機管理の重要性を痛感させられております。このことにより、国は至急に土砂災害危険箇所の危険性を住民に周知するよう緊急要請をしております。当村におきましては、79ヶ所が土砂災害警戒区域指定となっておりますことから、従来から9月の地震総合防災訓練及び6月の土砂災害防止月間に併せて、松本建設事務所及び国土交通省の松本砂防事務所職員によりまして、村民の防災意識につきまして説明をし、研修をしてきているところでございます。

そこで、全村民の皆様から自分の家の裏山の状況について一層認識をしていただき、近年の局地に驚異的な豪雨は、日本の山ならば大災害はどこでも起こり得ると言われておりますので、改めて普段家庭で話し合わせ、自分の身は自分で守る意識が認識をされ、有事の際に安全確保が図れますよう、今後とも機会ある毎に説明し周知をしてまいり所存でございます。

次に、国政は、去る3日に安倍政権の第2次改造内閣が発足をし、政権最大の課題として元気で豊かな地方の創生に全力を挙げると公約をいたしました。政策の目玉として掲げました地方創生に専任大臣を任命し、人口減少課題や地方活性化に取り組むとしております。具体的には、50年後も1億人程度の人口維持の目標に、子育て支援や働く場所の産業育成、地方への移住促進、ふるさと納税、空き家の有効活用等、私どもが取り組んでいる事務事業の

充実や雇用創出への支援等々、期待するものでございます。

一方、県は、去る1日に阿部知事の2期目がスタートいたしました。本県にとりましても最大の課題であります人口減少社会に対応する施策を始め、子育て支援や在宅医療の推進など7項目を最優先して取り組むとしておりますので、より一層県の動向を注視し、連携を図ってまいり所存でございます。

それでは、この際当面しております懸案事項等につきまして若干申し上げます。

まず初めに、防災についてでございます。

一昨日の7日の日曜日に、朝日村地震総合防災訓練を実施いたしました。先ほども申し上げましたが、大災害の状況では直ちに救援があるとは限りませんので、まずは自分の身は自分で守る、いわゆる自助と地域ごとの助け合い、いわゆる共助が重要と言われておりまして、昨年度から訓練内容を変更しまして防災会、いわゆる区ごとに防災会長の区長さんのもとで防災部会、いわゆる地区長と各分団幹部との事前協議によりまして、それぞれテーマを持った訓練を実施されました。本年度の訓練参加者は総勢956人で、参加者は昨年より88人多く、防災意識の高揚が図られていると感じております。

そこで、村行政としましては、平常時から組織体制の確認、役割分担等の機能が発揮され関係機関との協力が円滑に対応できるようチェック、行動力に重点を置いた訓練をいたしました。

なお、救護所の設置につきましては、昨年度から医師会の協力をいただき、松本広域圏災害時医療連携に基づきまして国立病院機構まつもと医療センターから医療チームを派遣していただき、トリアージ訓練による負傷者の効率的対応を図る訓練を実施いたしました。

このようなことを踏まえ、非常時に備えました安全で安心な村づくりをさらに進めてまいり所存でございます。

次に、福祉の拠点でありますかたくりの里の増改修についてでございます。

かたくりの里建設委員会が去る7月22日に、国土交通省関東地方整備局長野宮繕事務所長の協力をいただき、増改修設計プロポーザルを6社の参加で実施いたしました。現在、設計発注業者と基本設計の内容協議を行っておりまして、その後、実施設計を年度内に策定する予定となっております。

次に、旧最終処分場の跡利用についてでございます。

本年3月に古見原の旧最終処分場は、県から目的廃止の許可をいただいております。このことによりまして、跡利用につきまして土地の所有者であります塩尻市、朝日村で今後の対

応について協議をし、去る8月に太陽光発電施設として民間企業に貸し出すことといたしました。貸し付けに際しましては、一般公募により、応募企業4社のプレゼンテーションにより株式会社アイネットと契約をいたしました。

内容につきましては、敷地面積が5,600平米、貸し付け期間は平成27年から平成47年度までとし、21年間の長期契約となります。計画発電出力は486キロワットアワーで、推定年間発電量は56万7,800キロワットアワーとのことでございます。貸し付け賃貸料は年間192万円ございまして、運転開始予定は平成27年8月を目標に工事が進められる予定でございます。

次に、ひょうの被害対応についてでございます。

去る6月3日の下古見村境に降りましたひょうによる農作物の被害につきましては、6月議会で被害状況について申し上げておりますが、県に災害緊急対応を要望して対応をしていただきました。

このたび、被害作物の草勢回復資材、代作用種苗、防除資材等の経費について、県と村で2分の1ずつ補助をすることとなりまして、窓口をJA朝日支所で取り扱うものでございます。これらの被害農家は17戸で、対象額は75万円となっております。今定例会の補正予算をお願いをしております。

次に、塩尻高等職業訓練校の解散についてでございます。

昭和27年、今の塩尻市に筑南技能者共同養成所として発足以来、社会の要請に応え、特に当初は土木、建設の技能者の養成に大きな貢献をされてきました。その後、高度経済成長の波に乗り、名称も塩尻高等職業訓練校となりまして、その後、近年のデフレ社会の環境変化にも即応しました対応をされてきております。

しかしながら、このたび本年3月をもって62年間の歴史に幕が引かれました。今後、我が国固有の木造文化の継承者が消滅するのではないかと一抹の不安を覚えているところでございます。

次に、「朝日のあたる村音楽祭」についてでございます。

去る8月23日の土曜日、24日の日曜日の2日間にわたりましてスキー場において開催されました音楽祭は、天候不順での開催であり、過去3回の開催では入場者は予定にはほど遠く、まだ報告を受けておりませんが、主催者にとりましては帯が結べるのか気になるところでございます。今回は、開催計画の中で本年は正念場と申されておりましたので、今後の展望については報告をいただく時点で話題になるものと捉えております。

ただ、出演をしました16組のアーティストの評価は総じて好評でありまして、この種のものが広く認められるには積み重ね、継続が大事と話された歌手さんが数人おられました。事実、出演者のツイッターで、「朝日のあたる村音楽祭」に出演したことが発信をされているところでございます。

今までに機会あるごとに申し上げておりますが、民間の方が積極的に取り組まれ、音楽という芸術の分野で情報を発信をしている現在、村のイメージアップに大きく貢献をされておりますので、厳しい運営状況の中で、引き続き継続されることに期待をするものでございます。

それでは次に、明るい話題でございます。

平成21年に村民有志で発足をしました鎖川河川愛護会の活動が5年を経過しておりますが、河川の美化清掃等、積極的に水辺環境の保全に取り組まれました実績が認められ、去る7月31日に長野県河川協会から表彰をされました。このことはまさにボランティア活動であり、今まで取り組まれてこられました皆様方に、この場をおかりして感謝と敬意を表するものでございます。

鎖川河川愛護会の活動は、当朝日村のイメージアップにもつながりますので、この機会に村民の皆様のご理解が高まり会員の輪が広がりますよう期待をするところでございます。

次に、財政の健全化についてでございます。

私は就任以来、朝日村が朝日村として持続していくため、また村民の皆様が安心して暮らせる村づくりのために、財政の健全化、安定化は極めて重要な課題として一貫して取り組んでまいりました。

今定例会は前年度、平成25年度の決算認定議会でもありますので、国が示します自治体の健全化指標、いわゆる項目等につきまして若干申し上げます。

まず、借金の返済比率をあらわします実質公債費比率につきましては、昨年度10.4%から1.4ポイントを改善しまして9.0%とすることができました。

また、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率は前年同様、数値なしとなっております。

この中で財政運営の重要なポイントは経常収支比率でございまして、昨年度は72.2%が、本年度平成25年度の決算では72.5%で、ほぼ昨年並みとなっております。昨年度公表されました県内77市町村の平均は84.5%でありますので、前年同様に財政状況は良好で、県内では上位にランクされていると捉えております。この経常収支比率の低いことが、新しい

事業への取り組みに、いわゆる投資ができる裏づけとなるものでございます。

また、村の借金であります村債と将来にわたり負担が義務づけられております債務負担を合わせました借金の合計は、全会計で58億円でありまして、昨年度より2億円の改善をすることができました。

そして、貯金に当たります積立金につきましては、昨年度の決算では26億円でありましたが、本年度25年度の決算では4億円増で、総額30億円となっております。私の就任時から7ヶ年で21億円の積み立て、いわゆる貯金をすることができました。

これによりまして懸案であります保育所、新役場庁舎及びかたくりの里等の建設資金の財源となるものでございます。

これら財政の健全化に取り組みます私の基本姿勢は、人口減少時代を迎え次代へのツケは最小限にして引き継ぐ、また役場新庁舎等大型投資については次代に負担を引き継がないことが私に与えられました責務として捉え、村民の皆様のご理解と役場職員の協力により日々努めているところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例4件、規約1件、決算7件、予算4件の計16件でございます。

まず、議案第44号から46号は条例の制定でございまして、平成27年度から始まります子ども・子育て支援新制度に伴い国が定めました運営基準に準じまして、保育園などの施設や事業の基準などを条例で定めるものでございます。

次に、議案第47号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の改正につきましては、昨年度からの繰越事業として建設を進めております、緑の体験館のコテージ10棟が11月末に完成予定のため、使用料等を定めるものでございます。

次に、議案第48号は、長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の増加に伴いまして、規約を変更するものでございます。

次に、議案第49号から第55号につきましては、平成25年度の決算についてでございます。

まず、一般会計を含みます全7会計の決算総額は、歳入が56億9,015万円、歳出が51億8,660万円でありまして、繰越財源を除きました実質収支は1億9,589万円となりまして、全7会計で黒字決算となりました。

このうち、一般会計では歳入が41億4,976万円、歳出が37億132万円となり、実質収支は1億4,088万円の黒字決算となっております。

それでは、昨年度一般会計で取り組みました主要な事業について若干申し上げます。

まず、朝日村第5次総合計画につきまして、平成26年度から30年度までの5年間の期間とします後期基本計画を策定しております。

防災関係では、災害対策の拠点となりますA Y Tマルチメディアセンターに非常用電源設備を整備をしたほか、防災用品として発電機、ジェットヒーター等を購入いたしております。

少子化、人口確保対策では、土地開発公社と協同で施行しました、上組地区の向陽台住宅団地16区画の造成に、団地内の道路、上下水道、公園の整備を行っております。

空き家活用事業につきましては4年目を迎えて、年間の成立件数は6件で、13人の新規住民が転入をされております。

公共交通事業につきましては、村営バス広丘線、デマンドタクシーともに利用者が増加をいたしております。

2年目を迎えましたリフォーム補助事業につきましては47件が利用をされ、また太陽光発電システム設置補助は20件が利用をされております。

土木関係では、原新田の東京堂と愛ビタミン道路を結ぶ西洗馬34号線と、下洗馬集落内道路及び大石原集落内道路の改良工事に着手をいたしました。

林務関係では、林道鉢盛山線改良事業に8,760万円、保育所と緑の体験館コテージに使用します地域材の確保に3,914万円を投入してございます。

また、平成21年度から取り組んでおります鳥獣被害防止対策につきましては、防止柵を4,360メートル設置し、事業費は4,642万円でございます。全体計画の68.7%が完了をいたしております。

土地改良関係では、西洗馬の配水池に設置をしました太陽光発電設備に750万円の事業費負担をしております。

教育委員会関係では、保育所の建設に伴います土地購入費、設計委託料に7,500万円、村産材カラマツを活用しましたスケート場の管理棟の建設に1,600万円を投入してございます。

次に、特別会計の主な内容について若干申し上げます。

国民健康保険税特別会計は、医療費の伸びにより、財政調整基金と一般会計からの繰り入れ補填をいたしております。

簡易水道特別会計では、野俣沢林間キャンプ場へ朝日水道の給水区域を広げ、キャンプ場への配水管施設に1,926万円、西洗馬ポンプ場、御馬越配水池の機械設備、計器の更新に5,369万円を投入してございます。

下水道特別会計では、ピュアラインあさひの長寿命化計画に基づきまして、汚泥施設の更新工事の詳細設計を行っております。

これらにつきましては、監査の結果、その数値は別冊の決算書の決算明細書の会計別総括表どおりとなりましたので、監査委員の報告書を添えて提出をいたしております。なお、監査委員からいただきました意見は、今後、行政運営に活かしてまいり所存でございます。

次に、議案第56号から60号につきましては本年度各会計の補正予算でございます、このうち平成26年度一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

予算規模につきましては2,930万円を追加をしまして、予算総額を28億1,196万円とするものでございます。

そこで、歳入の主なものは繰越金1,792万円、辺地債の1,430万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、大石原集落内の村道改良事業の増額分に1,430万円、農地中間管理機構創設に伴います農地台帳システムの改修に237万円、元気づくり支援事業によります五・五・五・七堰の伝承ビデオ、いわゆる将来にわたり保存したいと思います、伝承ビデオの製作委託に165万円、一般住宅2棟分の耐震補強工事補助に120万円、喫茶室の改修工事に110万円、それから新規でございますが、新たに定期接種となります水痘、肺炎球菌の接種委託に52万円、降ひょうの被害に対する補助75万円でございます。

特別会計では、簡易水道特別会計につきまして現在借地となっております水源地の取得に向けました土地の鑑定委託費47万円ございまして、下水道特別会計につきましてはピュアラインあさひの受電設備の修繕に31万円で、いずれも財源につきましては繰越金を充当するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げましたが、決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者に補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎決算書説明

○議長（上條俊策君）　ここで筒井会計課長から決算書の説明があります。

筒井会計課長。

〔会計課長 筒井貞子君登壇〕

○会計課長（筒井貞子君） ご指名をいただきましたので、私から一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

最初に、決算概要でございますが、25年度におきましては国や県の施策をさらに積極的に取り込み、起債の有効活用と財源確保を図り、近年にない大型事業に取り組みました。また、執行に当たっては効率的かつ効果的に努めてまいりました。

一般会計においての基金は3億5,855万円余りを新たに積み立てることができ、29億6,455万円となりました。

また、村債は2億2,856万円を償還し、新たに2億6,940万円を借り入れ、20億5,634万円となりました。

また、税、料金の徴収に当たっては収納対策プロジェクトチームにより持続的に収納強化に努めた結果、徴収率は99.14%となり、前年度を0.1%上回りました。

一般会計からの繰出金は、国保特別会計や水道特別会計への繰出金が増加したことにより、前年度より3,089万円の増となりました。

25年度も一時借入れをすることなく資金の運用ができ、前年度に引き続き健全財政を維持することができました。

それでは、決算書の添付資料の決算明細書により説明申し上げますので、お願いいたします。なお、金額につきましては1,000円以下を切り捨て、万単位で申し上げますのでご了承ください。

決算書の後ろのほうにあります8-2ページをお開きください。

一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表です。先ほど村長から特別会計を含む総決算額及び一般会計の歳入歳出決算の報告がありましたので省略させていただきます、私からは会計別に説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入歳出総額は報告がありましたので、前年度の比較についてのみ申し上げます。

歳入総額は12億7,331万円、前年対比44.3%の増。歳出総額は9億4,260万円、前年対比34.2%と大幅な増となりました。

以下、特別会計については、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、8-7ページをお開きください。

一般会計款別決算額でございます。詳細につきましては、次のページで申し上げます。

不納欠損額の欄をご覧ください。

地方税法の規定に基づくもので、総額では26万円で、前年度より103万円の減となりました。

その横の未収入額は総額で6億4,032万円で、前年度より6億465万円の増でございます。村税は389万円、前年度より44万円増加しております。

県支出金は2億300万円。

地域振興基金の繰入金1億4,552万円は、翌年度繰り越しとなった保育所建設事業や緑の体験館宿泊棟改修事業等の財源でございます。

村債は辺地対策事業債や施設整備事業債で2億8,780万円でございます。

8－8ページをご覧ください。

一般会計決算状況で前年度との比較です。

歳入の主なものを説明させていただきます。

25年度決算額、比較、対前年度比の内容で申し上げます。

1款の村税は6億921万円で3,277万円、5.1%の減でございます。

軽自動車税は横ばいでしたが、そのほかは全て減額となりました。個人の村民税は、農業所得などの減少で1,089万円、法人村民税は景気低迷等で526万円、また固定資産税は昨年に引き続き、企業の償却資産の減価償却が大きな要因となりまして1,568万円、たばこ税は171万円と、それぞれ減額となりました。

9款の地方交付税は15億7,128万円で、緑の分権改革事業等により、特別交付税が5,999万円、4%の増でございます。

13款の国庫支出金は1億9,831万円で、9,479万円、91.6%の増でございます。

前年度交付された子育て支援の次世代育成支援交付金311万円は皆減ですが、繰越事業の農山漁村活性化プロジェクト交付金事業や保育所建設工事関係の地域の元気臨時交付金で7,727万円、また西洗馬34号線道路改築工事の用地、設計費等の社会資本整備総合交付金137万円、障害者自立支援国庫負担金759万円等の増加により、結果として増額となりました。

14款の県支出金は3億583万円で、1億6,401万円、115.6%の増でございます。

地域の元気臨時交付金として、木材活用で地域振興基金として積み立てをしました7,200万円や、保育所建設用地買収等の5,300万円、また、24年度からの繰り越しで、林道事業の農山漁村地域整備交付金1,381万円等の増によるものでございます。

16款の寄附金は4,173万円で3,951万円、1,785%と大きく増加してございます。

1名の方から4,000万円の、多額なふるさと応援寄附をいただいたことによるものでございます。

17款の繰入金金は8億円で7億9,859万円、5万7,002.1%と大幅な増でございます。今後の大規模事業の財源として文教施設整備基金、保健福祉基金の特定目的基金へ積み立てするため、財政調整基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

19款の諸収入は1億1,740万円で、土地開発公社へ事業資金を貸し付けした元金及び利子によるもので5,251万円、80.9%の増でございます。

20款の村債は2億6,940万円で、9,021万円、50.3%の増でございます。

上組地区向陽台宅地造成に伴う道路整備事業等の辺地対策事業債5,790万円や、林道や道路事業等の公共事業等債の4,550万円の増によるものでございます。

8-12ページをご覧ください。

歳出を申し上げます。

前年と比較しまして、大きく増減したものを申し上げます。

2款の総務費は3億6,975万円で、土地開発公社へ事業資金5,300万円を貸し付けたことなどにより6,173万円、20%の増でございます。

3款の民生費は6億1,080万円で9,113万円、17.5%の増でございます。

年々増加しております障害者自立支援給付費1,510万円、保育所建設に伴う設計委託料や土地購入費7,526万円等の増によるものでございます。

8款の土木費は3億8,403万円、1億1,164万円、41%と大幅な増でございます。

村道西洗馬34号線ほか村道4路線の改良工事に伴う設計、用地買収、物件移転補償費等で3,355万円や、上組地区向陽台宅地造成に伴う道路工事及び道路購入費で4,560万円の増、また下水道特別会計の繰出金1,651万円の増となったことによるものでございます。

10款の教育費は2億3,992万円、2,004万円、7.7%の減でございます。

スケート場リンクハウス整備工事が1,515万円の増となりましたが、前年度に実施しました小学校給食室改修工事565万円や、スケートリンク改修工事752万円、また一般人件費1,455万円が減となり、結果として減額となりました。

12款の公債費は2億2,856万円で、元金1,788万円、利子363万円の減、2,151万円、8.6%の減でございます。

13款の支出金は11億5,855万円で、6億7,532万円、139.8%の増でございます。

財政調整基金から文教施設整備基金へ2億円、保健福祉基金へ6億円振りかえし、特定目的基金として積み立てをいたしました。また新たに財政調整基金1億4,242万円、ふるさと応援基金4,122万円、地域振興基金1億4,554万円を積み立てたものでございます。

次に、9-1ページをお開きください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳出総額が4億6,933万円で4,296万円、10.1%の増でございます。

歳入歳出差引額は3,098万円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1款の国保税で収入済額は1億3,127万円で、425万円、3.1%の減でございます。26年3月末での加入率は全人口の28.5%、加入世帯は705世帯、被保険者数は1,345人で昨年とほぼ同数ですが、農業所得や景気低迷による所得の減少によるものです。

収入未済額は350万円で、72万円の増でございます。

徴収率は全体で97.4%で、前年度より0.4%増加しております。

9款の繰入金は4,164万円で、1,636万円の増でございます。

財政調整基金から1,700万円を繰り入れ、さらに一般会計から財政支援分として1,000万円を繰り入れたことによります。

9-2ページ、歳出をご覧ください。

歳出の主なものは、2款の保険給付費で3億1,900万円で4,358万円、15.8%と大幅な増でございます。高度医療を受けた被保険者が増えたことにより、一般被保険者の療養費や高額療養費が増となりました。財政調整基金は3年間連続して取り崩しており、残高は1,687万円になりました。今後、さらに厳しい運営が予想されます。

次に、10-1ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額は4億1,310万円で436万円、1.0%の減。歳出総額が3億9,483万円で834万円、2.1%の減でございます。

歳入歳出差引額は1,827万円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料で7,601万円で、179万円、0.2%の微増でございます。65歳以上の被保険者は、25年度末では1,352人で、39人の増でございます。

収入未済額は2万円、徴収率は全体で99.96%で、前年とほぼ同率でございます。

歳出で主なものは、2款の保険給付費で3億8,409万円で1,785万円、4.6%の減でございます。

介護度が高い保険サービス受給者の減少によりまして、介護サービス給付費全体ではわずかに減少しましたが、有料老人ホームや養護老人ホーム入所による特定施設入所者生活介護費用や、低所得者が施設サービスなどを利用した場合にかかわる食費、居住費の負担軽減分の特定入所者介護サービス費用は増加しております。

要支援者の介護予防サービス給付費は、認定者の増加に伴い、通所介護や通所リハビリの利用が増え、58.9%と大幅な増となりました。

基金はルール分の61万円を取り崩し、5,347万円となりました。今後、高齢者人口の増加とともに要介護、要支援の認定者も増え、保険給付費の増加が予想されます。

次に、11-1 ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額は3,914万円で、152万円、3.7%の減。歳出総額が3,856万円で、139万円、3.5%の減でございます。

歳入歳出差引額は57万円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1 款の保険料で2,726万円で、668万円の減でございます。

徴収率は前年と同様、100%でございます。

被保険者は25年3月末では780人で、23人の増となりました。

歳出の主なものは、2 款の広域連合納付金で3,829万円で、115万円の減でございます。

高齢者人口の増加とともに医療費も増えております。保険料は2年ごとに見直しをされており、徐々に引き上げられております。

次に、12-1 ページをお開きください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額は1億8,580万円で1,423万円、8.3%の増。歳出総額が1億8,360万円で1,716万円、10.3%の増でございます。

歳入歳出差引額は219万円で、翌年度5万円の繰り越す財源があるため、実質収支額は214万円でございます。

歳入の主なものは、2 款の使用料及び手数料で7,799万円、894万円の減でございます。24年度決算では、25年度から4月から3月分の使用料を徴収することに是正するため、13カ月分を徴収したことによるものでございます。

徴収率では、全体で99.8%で0.1%の増となりました。

未収入額は15万円、12万円の減でございます。

5 款の繰入金は2,298万円で、大尾沢浄水場ろ過池修繕工事等単独事業を実施したことにより1,155万円の大幅な増となりました。

8 款の村債は6,280万円で、統合簡易水道事業施行により1,580万円の増となりました。

未済額の国庫支出金1,468万円並びに村債の3,450万円は、翌年度に繰り越された事業に係わる財源でございます。

歳出の主なものは、2 款の建設改良費で7,822万円で、1,875万円の大幅な増でございます。前年に引き続き、統合簡易水道事業に取り組みました。事業内容につきましては、先ほど村長から報告がありましたとおりでございます。

翌年度繰越額4,924万円は、西洗馬及び古見配水池の緊急遮断弁設置工事に係わるものでございます。

3 款の公債費は7,127万円で、153万円の増となりました。

村債残高は、新たな借り入れをしたことにより1,600万円の増で、8 億1,868万円となりました。

基金は100万円を積み立て、973万円となりました。

次に、13-1 ページをお開きください。

下水道特別会計でございます。

歳入総額は3 億6,283万円で、407万円、1.1%の増。歳出総額が3 億5,987万円で、842万円、2.4%の増でございます。

歳入歳出差引額は295万円で、翌年度5 万円繰り越す財源があるため、実質収支額は290万円でございます。

歳入の主なものは、2 款の使用料及び手数料で9,464万円、1,250万円の減でございます。簡易水道特別会計と同様の理由によるものでございます。

5 款の繰入金は2 億4,521万円、起債償還分で1,621万円と大幅な増でございます。

収入未済額は93万7,000円で40万円の減となりました。

徴収率は全体では99.0%、0.2%の増でございます。

収入未済額の国庫支出金825万円並びに村債の670万円は、翌年度に繰り越された事業に係わる財源でございます。

歳出の主なものは、1 款の経営管理費で7,717万円、下水道修繕料、保守点検委託料等で712万円の増でございます。昨年に引き続き、下水道資産台帳の整備をしております。

3 款の公債費は2 億6,864万円で、下水道事業債等の返還で156万円の増となりました。

翌年度繰越額の1,500万円は、ピュアラインあさひの長寿命化工事分でございます。

村債残額は1億7,954万円を償還し、新たに1,120万円を借り入れたため、26億1,204万円となりました。

基金は昨年とほぼ同額の1,390万円でございます。

次に、14-1ページをお開きください。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入総額は3,917万円、歳出総額は3,906万円、24.0%の減。歳入総額が3,917万円、歳出総額が3,906万円、24.1%の減でございます。

歳入歳出差引額は11万円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、3款の繰入金で3,607万円、437万円の減で、辺地債償還分でございます。

歳出の主なものは、2款の公債費で3,284万円、614万円の減でございます。

村債の残高は3,165万円を償還し、2億1,270万円でございます。

指定管理6年目となりました。スキー人口の減少や、昨年に引き続きまして天候に恵まれない等によりまして、来場者は2,500人余り減少しました。安全管理のもと、ファミリースキー場として安定した運営が図られることを期待するものでございます。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率等報告

○議長（上條俊策君） 日程第23、ここで財政の健全化判断比率等について上條総務課長から報告があります。

上條総務課長。

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、続きまして健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告をさせていただきます。

議案書の後ろに決算の審査報告書がございますけれども、その議案書でございます。

○議長（上條俊策君） 登壇して。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 失礼しました。

議案書の一番後ろに決算審査報告書がついてございますけれども、その前に日程の第23ということでつけてございますので、ご覧をいただきたいと思います。

一番最後に15枚くらい決算審査報告書がついているんですけども、その1枚前に日程第23ということで、横長のこういう表になります。よろしいですか。

それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成25年度決算に基づきます健全化判断比率と、公営企業会計に係ります資金不足比率の報告をさせていただきます。

そちらに横長の表で、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等ということでつけさせていただきますので、ご覧をいただきたいと思います。

まず、左上からでございますけれども、健全化判断比率が4つございまして、そこに算定比率ということで、お付けしてございます。

まず最初に、実質赤字比率でございますけれども、これにつきましては一般会計の実質の赤字比率でございますけれども、一般会計のほうは赤字ではなかったということで、数値が算定されてございません。

その隣でございます。連結実質赤字比率でございますけれども、こちらにつきましては村の全会計の実質赤字比率になります。こちらにつきましても、村の全会計とも黒字決算ということで赤字が出ておりませんので、比率は算定されておられません。

その右でございますけれども、実質公債費比率でございますけれども、これは借金の返済の比重を示す比率でございます。本年度9.0%ということで、昨年度10.4%から1.4%改善をしております。

次に、将来負担比率でございますけれども、こちらは一般会計が将来負担すべき実質的な負債をあらわす比率でございます。こちらにつきましても今回、比率のほうは算定されておられません。

その右でございます。公営企業会計の資金不足比率でございます。こちらにも公営企業のそれぞれの会計の赤字の比率を見るものでございますけれども、簡易水道特別会計、下水道特別会計、あさひプライムスキー場特別会計、それぞれ黒字決算ということで赤字にはなっておりませんので比率は算定しておられませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、その下でございますけれども早期健全化基準、その下に財政再生基準ということで数値をつけさせていただきますので、早期健全化基準につきましては、いわゆるイエローカードの数字になります。また財政再生基準につきましてはレッドカードというような

形の数字になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

◎決算審査報告

○議長（上條俊策君） 日程第24、ここで議案第49号から議案第55号までの決算審査結果について、監査委員の報告を求めます。

塩原龍三議員は監査委員席に移動願ひます。

栗津原代表監査委員。

〔代表監査委員 栗津原一芳君登壇〕

○代表監査委員（栗津原一芳君） 平成25年度決算審査の報告をいたします。

ただいま上程されました平成25年度朝日村一般会計、朝日村国民健康保険特別会計ほか5つの特別会計の各会計につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき決算及び基金の運営状況について、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定による健全化判断比率などの審査も、私と塩原監査委員の2名で7月24日から8月1日までのうち、延べ5日間を審査期間として審査を行いました。

代表して私からご報告申し上げます。

審査に当たりましては、村長から審査に付されましたそれぞれの決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書が、それぞれの法令で定める様式を基準として作成されているか、計数は正確であるか、予算執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、財務に関する事務は関係法令を遵守し適正に執行されているか、各基金はその設置の目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかなど、各会計事務を所管する関係部署から説明を聴取するなどして検証いたしました。

その結果、決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも関係法令の定めるところにより作成されており、計数等につきましても、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であると認められました。各基金も所期の目的に沿って運用され、適正に管理されているものと認められました。また財務に関する事務執行についても、適正に処理されているものと認められました。

なお、健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率

9.0%、将来負担比率なし、資金不足比率なしでありました。なお、実質公債費比率につきましては、前年度比1.4ポイント改善されております。

それでは最初に、朝日村一般会計の概要と意見について申し上げます。

なお、各会計の決算の具体的な内容や計数については、先ほど会計課長より詳しい説明がございましたので、私から申し上げることは省略させていただきます。

朝日村の一般会計の決算額は、歳入が前年度比12億7,331万円、44.3%増の41億4,976万円、歳出が前年度比9億4,260万円、34.2%増の37億131万円となり、実質収支は1億4,088万円の黒字決算となりました。

村税は6億921万円で前年度を3,277万円下回りました。これは農業所得の減による個人村民税の減や、償却資産の減価償却による固定資産税の減などによるものです。

村税の未収入額は、前年度に比べ44万円、12.9%増加しましたが、収納率は前年度の率99.3%を維持し、現年度分が0.2ポイント減の99.6%、滞納繰越分が21.8ポイント増の48.3%となり、大変高い収納率となっています。これは各部署が連携して効率的で効果的な徴収体制を実施したことが、収納率に結びついていると思われまます。

今後、収納環境はますます厳しさを増すことが予想されますが、自主財源の安定確保と税負担の公平性を期すため、引き続き未収入額の縮減に努めていただくよう要望するものでございます。

また、コミュニティ助成や元気づくり支援金事業、地域経済循環の創造など、さまざまな有利な助成や補助事業などを活用して財源を確保し各種懸案事業に取り組んできたことは、評価できるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

医療給付などの伸びにより歳入歳出とも増加し、実質収支は3,099万円の黒字決算となりました。

平成25年度は、初めて一般会計からの繰入金法定内繰り入れを超え基金残高が減少し、今後の国保会計の運営は大変厳しいと予測されます。国全体の高齢化や社会保障費の増加により、一村の努力ではなかなか成果が出ない問題ではありますが、村民に周知、啓発を行い健康診断受診率の向上を図り、早期発見、早期治療により医療費の軽減につながるよう努力をいただきたいと願うものであります。

次に、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

介護保険特別会計の実質収支は1,827万円、後期高齢者医療特別会計の実質収支は58万円

の黒字決算となりました。

両会計、歳入歳出とも減少しておりますが、介護予防政策や生きがいづくり活動の支援、強化に一層努められ、引き続き健康づくりの推進を要望するものです。

次に、簡易水道特別会計について申し上げます。

簡易水道特別会計の実質収支は214万円の黒字決算となりました。

今後も老朽化が進む水道施設の修繕や更新等の事業が見込まれますが、使用料の増加は期待できないと思われれます。一層の経営の効率化と健全化に努めていただくことを要望するものです。

次に、下水道特別会計について申し上げます。

下水道特別会計の実質収支は290万円の黒字決算となりました。

今後の下水道施設の維持管理には費用増大が予測されるので、適正な使用料金の検討や、さらなる経営の効率化と健全化に努めていただくことを要望するものです。

次に、あさひプライムスキー場特別会計について申し上げます。

あさひプライムスキー場特別会計の実質収支は11万円の黒字決算となりました。

2月の大雪による悪天候もあり、前年度に比べ約2,500人減少しています。引き続き指定管理者の経営努力と安全管理の徹底を図り、誘客に努めていただくことを要望します。

以上、各会計の詳細は村長に提出しました平成25年度決算審査報告書をお手元に配付してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

終わりに、一言申し上げます。

村長初め全職員が一丸となって行財政改革に努められた結果、平成25年度も健全財政であったことは評価できるものでございます。今後予定されております庁舎建設等の大型公共事業に取り組める財政状況になってまいりましたが、社会保障関係費の伸びなど義務的経費の負担が年々増加することが予測されます。引き続き最小の経費で最大の効果を生むよう事業執行を進めるとともに、健全財政の堅持に努めてください。

そして、新たに検討がされました朝日村第5次総合計画後期基本計画に定められた各施策が、さまざまな工夫と戦略をもって計画的に推進され、住民福祉がより一層増進されることを期待し、以上をもちまして決算審査報告といたします。

○議長（上條俊策君） 塩原監査委員は自席にお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第25、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時20分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時01分

○議長（上條俊策君） 本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでございました。

散会 午後 4時02分

平成26年第3回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成26年9月18日(木) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	中村美代子君
生活環境課長	曾根克仁君	産業振興課長	上條靖尚君
会計課長	筒井貞子君	教育次長	林さとみ君

事務局職員出席者

議会事務局長 清沢光寿君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 塩原 操 君

6番 林 邦宏 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせをいたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 最初に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、2問について質問したいと思います。

1番目としまして、道路交通網の整備について。

上組向陽台の宅地分譲契約は順調に推移し、既に新築完了し居住され、次々に新居が建設中で次期分譲が期待されております。今後の課題では西洗馬7号線（上組・土合）の道路整備が切望され、その背景には来年4月の統合保育園への通園、中組バイパス完成時の通勤時間帯と登校時間帯での歩道のない土合からおひさま保育園の3差路交差点の通学児童の安全確保対策です。

昭和59年ごろから頻繁に出没する熊のため、上組児童に対し下校時は中組経由が課せられ、その後、通年通学路は中組経由となり、今日に至っております。有害鳥獣防護柵が完備され、熊の出没も皆無となり、安全面でも交通量の低い西洗馬7号線の道路環境整備を実施し、四半世紀ぶりに小学児童の通学路に復帰させる事業を展開ください。

桜坂と墓地周辺のさらなる森林整備、街灯増設、道路拡幅等が主な事業となり、向陽台の居住環境向上に寄与することでしょう。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の道路交通網の整備の中で、特に上組地籍の向陽台の住宅団地

造成に伴います、通称長坂と呼ばれている村道西洗馬7号線の道路環境整備についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、この道路は従来から上組地区から小学校、公民館、役場等への交通路でございますが、戦後昭和39年以来、いわゆる林業が衰退したことによりまして人が山林に入山する機会が減少したことにより、野生動物が出没するようになりまして、特に通学児童の安全を図るため、集団登下校を実施する中で児童に鈴を配布し、さらに通学路を中組経由として一層の安全を図ってきたところでございます。そこで、議員ご質問の鳥獣被害防止柵の設置によりまして野生動物の出没が回避をされましたので、道路を整備し、安全な通学路の確保をとということでございます。

ご案内のとおりこの道路の課題は、通称長坂と言われております箇所でございます。道路の傾斜が北西向きでありまして、しかも両側は森林のため日中は日陰の道路であります。この道路を歩道つき等の整備をいたしましても、冬期間は長期にわたり凍結期間が長くなりまして、危険な状況が想定されるところでございます。また、防犯上の安全を考えれば、人通りも少なく人家もないことから安全を担保することが困難となります。

さりとて、向陽台団地の通学路の現状の利用としますと、中組経由では遠回りとなりますので、まずは県道に通じます下洗馬地区、いわゆる現在、または旧保育園の周辺に通じます通学道路ができないか、今後検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長のお答えの中で、やはり確かに通称長坂というのがもう冬期間は凍結すればそのままということで、危険という点においてはいろいろな問題があると思いますけれども、私の思うには、そういうところを通学するのも一つの今後、子供らなりそういう方たちにとっては大事なことじゃなかろうかと。やはり危険があっても、それを乗り越える、もしくはそれを体験して自分の血肉にするような、そういう行動も今後の厳しい社会環境、もしくはそういう中で生きていくためには必要なことじゃなかろうかなと。危険ということが今の時代は表にクローズアップされまして、そして、それに伴って全てがシャットアウトされてしまうと、そんなようなことで、行政トップの考え方としては安全・安心ということが大前提でしょうけれども、その辺は改良ができるならば、やはりその辺を改造して

対応できるならば、よりお願いしたいなと思います。

それと、新しい道路を開設するという点に関しては、それが可能であれば別にして、それは対応していただきたいなと思いますけれども、どちらにしましても、道路の整備においては、冬期間に関しては非常に環境が悪いと、それは重々承知しております。そんなことでその辺で打開策があるのかどうか、またご検討願えればと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、林議員の危険なところを経験させるも一法だということですが、果たしてそういうところを親が認めますか。今の社会状況では、親がその危険を一番先に察知します。おっしゃられるとおりに、子供たちにも危険なところを通らせて大きくさせるは大事なことです。しかし、今、日本の世の中で、これだけ子供が誘拐をされたりしている中では、非常に危険なところの通学路は親が許さない。そういうことも、心理的に議員には理解してほしいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今のおっしゃられることも理解できます。

いずれにしましても、上組地区は辺地に編成されていますから、辺地債を有効活用していい方向に道路なり何なりを整備されて、そして向陽台に住んでよかったというふうには、その今後の分譲計画もあると思いますけれども、そういう方たちが生活環境が整備されているなという実感を得られるような方向で対応していただきたいと思っております。

以上でこの質問は終わります。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2問目は、行政評価の導入について。

「新しい感覚で人と自然と産業が共生するむらづくり」をキャッチフレーズに、第5次総

合計画が策定され、計画推進には行政と村民が協働する村づくりを進め、村民の視点に立った（民間の経営的視点）質の高い行政サービスが提供できる仕組みを構築して、何をしたかの成果重視の行政運営で、村民の満足度の向上を図っていかねばなりません。

1つとしまして、行政運営を仕事の目的・目標や業務事業の実施による効果を数値化で評価してP D C Aのマネジメントサイクル、計画（プラン）、実施（ドゥー）、評価（チェック）、改善・改革（アクション）で展開させる。

2、行政資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的、効率的に活用し事業を進行させていくために、目的、必要性、効果などを把握して見直し計画の策定や予算配分の適正化を図っていく。

3として、行政情報を村民と共有化を図るため、行政の意思決定の判断基準や事業内容、執行方法の妥当性など、村民にわかりやすく情報提供をし、透明性の向上を図る。

4、役場職員の意識改革と政策や施策の立案・形成能力の向上を図る。自己の仕事は何のためにやるのかを改めて考え業務内容の点検を行い、目的や妥当性、有効性、効率性などを常に意識していき、意識向上につなげる。

以上、4点を目的として行政評価を導入し、新しい行財政環境を踏破できる体制づくりに臨んでほしいと思います。執行者のお考えをお聞かせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の2問目の質問の行政評価の対応でございますが、既に議員活動の中で朝日の村政がどのように運営されているか。特に、今定例会は25年度、昨年度の決算状況も全て細かくお示ししておりますので、その上に立ってこの質問がされているかどうか。一般論としてはこういう理論がありますということをご理解いただきたい。

そこで、私は就任以来、行政評価という表現ではありませんけれども、少なくとも行財政改革をして今のこの朝日村をつくってきている。この実績は、私にとっては自信を持っております。でありますので、議員のおっしゃられることは確かに今、理論の中では、国内にその話が出ています。それは少し端的に言いますと、そのようなことをしなければいけないものは地方団体の長と責任ある長が当事者能力がない場合、そしてしかも議会というチェック体制が機能を発揮していない。その場合には、第三者によってそういう行政評価をして改革をしていくという、そういう理論がありますけれども、これは当朝日村には必要ないということで私は取り組んでおりますので、ご理解をいただきたい。既にそのようなことを実施して

きている。私は、既に朝日村は国の動きの先取りをしてやっけてきているということをご理解
いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長から答弁をいただきました。私、個人的には例えば25年度の
繰越明許費が9億4,000万近くあるという、大型事業をやっければということになるのか
もしれませんが、その中を精査していきますと、基本的な事業の計画、実施、そうい
うチェック体制、もしくはそういう内容に対してやはり抜けがあるんじゃないかと、そ
うのように考えているものですからこういう質問をし、そしてなおかつそういう感覚なり、そ
ういうものをより高めていかなければいけないんじゃないかということで、この質問をして
おります。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の繰越明許費が多過ぎるということではありますが、ご案内のと
おり、現在大型建設事業に取り組んでおります。それは、1年の工期ではできない分野があ
ります。これがまさに繰越明許で翌年に繰り越して支払っていく。事業に取り組まないでい
る場合は、繰越明許は何だとチェックされますが、既に取り組んでいて、1年間の間に工期
が完了できない、これについては繰越明許で翌年度に支払う、これ当たり前のことでありま
して、これが企業と行政との大きな違いであることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 7月に第5次の5カ年計画が計画されて、それが冊子にされて配布さ
れております。村民サイドで見ますと、それぞれの計画なり内容、例えば第1節から第5節
まであって、それぞれ1節は人権、生活基盤、環境と。第2節は子育て、安心・安全村政、
第3節が健康とか福祉、第4節が産業観光、第5節が学校とか社会教育、こんな形で分かれ

ていまして、その下に政策があり、政策がこの下に15項目ぐらいあります。そしてその後、主要施策が19施策ほどありまして、やはりそれにのっとってやっていると。村民サイドで考えますと、行政のやっていることについては朝日村の、今まで4次でしたけれども、5次総合計画のどういうところに観点を置いてやっているとか、そういうことが私の申し上げたいのは、透明性とかそういうことに関しては、やはり何らの形でそういうところで、この計画はこれにのっとってやっているんだということが理解できるような内容の行政を進めていっていただきたいなど。

そのためにはそういう評価シート等をつくって、それをせっかく立派なホームページがありますから、これを有効活用してやはりそういうところを閲覧すれば、どなたでも見られるというような形で、あっ、この事業はこういうことでやっているんだなど、その辺までいけば、村長の言うておられる新しい感覚というのは、どういう感覚かというふうなところがより明確化されてくるんじゃないかならうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員、第5次総合計画もう少し勉強してほしい。第5次総合計画は平成21年から10カ年計画でつくってあります。そして26年から後期5カ年、それは10カ年前に、5年前につくったことが現実に合っているかどうかで今回見直しをさせていただいて後期計画ということになっています。しかも、総合計画の基本は、基本的には大項目、中項目まで実は出してあります。小項目、いわゆる実施するところまでは、そういう計画の中では載せない。これが総合計画の基本構想の大事な点でありますので、そういったところもぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 細かな施策について、やはり村民は知りたいんじゃないかなということで、そういうシートもあればより透明性が向上するんじゃないかならうかと、そのように考えておりますけれども。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員は総合計画だけで携わっちゃいけません。私は、いわゆる村民から負託を受ける選挙公約で開かれた村政を進めております。その中の1つを挙げますと、出前村政でいつでもどこでも行ってお話ししますと、このときには具体的な項目を全部話しています。また、ホームページでも全部出しておりますし、そういったことも含めて、もって広く物を見てご理解をいただければありがたい、以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問ありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、何らかの形というよりも、総合計画の後期の5カ年になると思いますけれども、それがせつかくの冊子とうまく連携できるような体系的な表現もぜひ工夫して対応していただければなと思いますけれども、これをもちまして、私の質問は終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の一般質問は終わりました。

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 次に、7番、三村 清君。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村 清です。

私は、安全で安心して住める村づくりを標榜して議員となりました。何度か災害に対する質問を取り上げてまいりました。最近、各地で集中豪雨により大災害が発生していることは周知のとおりです。朝日村も例外ではなく、伊勢湾台風の後、昭和57年9月と昭和58年9月に豪雨災害が発生しております。いつ集中豪雨が来ても不思議ではありません。

村長も提案説明で取り上げられ、各地の大災害を知るほど危機管理の重要性を痛感させられておりますと申されておりますし、当村におきましては、79カ所が土砂災害警戒区域指定になっておりますと言い、さらにふだん家族で話し合わせ、自分の身は自分で守れる意識が確認され、有事の際に安全確保が図られますよう今後とも機会あるごとに説明し、周知を図

ってまいる所存でございますと申されました。村長の危機管理に対する思いがにじみ出ている説明でした。

災害からそれぞれが身を守る行動や地域の共助は当然必要ですが、本部の機能、対応が住民にとって大きくその運命を左右することは、どの災害を見ても明らかであります。そこで、本部を中心に防災計画が機能しているのか、その点についてお伺いをしてまいりたいと思います。

まず最初に、避難収容活動であります。

避難勧告、または避難指示の判断基準、避難場所の設置、生活必需品の備蓄等はどのようになっているのか、お伺いします。

次に、食料等の備蓄調達計画について、備蓄量や食料調達、応援協定はどのようになっているのか、お伺いします。

3番目に、防災訓練についてであります。

関係機関との連携訓練や本部の担当部署との連携訓練、本部と他地区防災組織との連携訓練はどのようになっているのか。

3点についてお伺いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、三村議員の3点のご質問でございます。

最初に、避難収容活動についてでございますけれども、避難勧告などの避難情報の発令につきましても、地震災害では地震による火災の延焼、また避難路の絶たれる危険のある地域など、村民の生命、身体を災害から保護するため状況に応じて避難勧告、避難指示を行うことになっております。

また、土砂災害、洪水災害につきましても、事前に避難情報の発令基準を設けまして、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令することになっております。この発令基準につきましては、村では平成25年9月に朝日村避難勧告等判断基準を定めておりましたけれども、本年4月、内閣府より避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン案が新たに示されまして、それに基づいて見直しを行っております。見直しを行いました新しい基準につきましては8月29日に告示をさせていただきます。現在、村のホームページに掲載して周知をしているところでございます。

今後は、10月の回覧板に掲載をしまして村民の皆様へ周知を図るほか、今年度作成いたします住民向けの防災ハンドブックに掲載しまして、全戸配布する予定でございます。また今回、国で示したガイドライン案につきましては、今年度から試行することとなっております。市町村は今後一、二年をかけて防災関係機関との調整を行い、適宜見直し、修正を行うこととされておりますので、当村におきましても、引き続き見直しの検討を進めるものでございます。

次に、避難場所についてでございますけれども、各地区で定めた第1避難地と第2避難地がそれぞれ28ヶ所ございます。村が指定した避難場所が9ヶ所、避難所が10ヶ所、要援護者用の施設が2ヶ所ございまして、平成20年3月配布の朝日村防災マップ、それと毎年全戸配布を行っております朝日村暮らしのカレンダーに掲載をしまして、村民の皆様へ周知をしているところでございます。また、地震総合防災訓練の際、地区ごとに避難地への避難訓練を実践していただきまして、避難地の確認を行っているところでございます。

なお、土砂災害、洪水災害につきましては、避難場所自体が被災する可能性もございまして、現在行っております地域防災計画の見直しの中で、災害ごとに避難場所を定めるよう、現在作業を進めております。

次に、生活必需品の備蓄についてでございますけれども、これにつきましては、人口の5%に当たります250人分の備蓄調達体制を行うこととしております。現在、緊急用トイレ32セット、緊急用のトイレ用の袋640枚、幼児・大人用の紙おむつが2,000枚、紙マスクが2,000枚、ブルーシートが700枚、毛布が300枚、ジェットヒーター8台を備蓄してございます。また、村と地区防災会の防災倉庫にかまど一式、毛布を20枚から30枚、それと発電機を備蓄してございまして、各地区防災会において独自で備蓄しているものもございまして。

また、食料等の備蓄につきましては、大規模な災害が発生した場合、一般流通が十分機能しないと考えられております。3日分の備蓄を行政が行うこととなっておりますので、平成12年から13年に県が実施しました地震対策基礎調査によりまして、朝日村で最も被害想定の大い糸魚川静岡構造線の地震、これにつきましては、被害者想定人数1,154名となっております。これを参考に村では備蓄を進めてまいりました。

朝日村は、農村であるため米とか芋類は自己調達ができますので、現在の食料備蓄につきましては、凍り餅400食、乾パン1,500缶、レトルト食品1,500食、ビスケット類の菓子類が324食、栄養食品が600箱、水のペットボトル3,000リットルとなっております。

しかしながら、昨年の災害対策基本法の改正によりまして、こうした生活必需品と食料品

などの生活必需物資と申しますけれども、これらの備蓄につきましては、今後は住民の責務として行うことが明記をされました。

現在、長野県の地域防災計画におきましても、発災からおおむね3日間は住民がみずからの備蓄で賄うことを原則としております。当村におきましても、現在行っております地域防災計画の見直しによりまして、県と同様、発災直後からおおむね3日間の生活必需物資につきまして、今後は住民自ら備蓄をしていただくよう十分周知啓発を行うこととしまして、村では家屋の倒壊等により食料等生活必需物資を、家から持ち出しができない方を想定しまして、必要量を備蓄していく計画でございます。また、村の生活必需物資に不足が生じ、調達が困難な場合におきましては、県で備蓄している物資の配布、また、県と民間団体等との応援協定により調達することになっております。

次に、防災訓練の実施状況でございますけれども、まず6月の土砂災害防止月間に合わせまして、毎年土砂災害警戒区域を有する地区を対象に土砂災害防災訓練を実施しております。今年度につきましては、6月1日日曜日に上組地区を対象に実施してございまして、58名が参加をしております。防災無線による地区内の情報伝達訓練、避難訓練のほか、土砂災害、深層崩壊についての講習会を開催してございまして、これまでに同様の訓練を区では西洗馬区を除く全ての区で行っております。また、地区では三ヶ組、本郷地区で行っております。

また、本年も9月7日日曜日に地震総合防災訓練を行いまして、村民の皆様956名が参加をされております。訓練内容でございますけれども、まず地区防災会の訓練でございますけれども、大災害時の状況では、救助支援には時間がかかることが想定されます。初動対応は地元地域の皆さんで行っていくことが大変重要でございますので、地域の皆さんが主体となった訓練を実施しております。

このうち、共通訓練としまして、地区ごとの避難訓練、防災行政無線を使用した情報伝達訓練、防災ごとの非常用倉庫の資機材の確認、取り扱い訓練、防災かまどを使用した炊き出し訓練を行っております。また、個別訓練は事前に区と地区、消防団で事前に定めました訓練を行っております。

今年度、古見防災会では、地区内の福祉施設の救助訓練、入二防災会では土砂災害防災講習会の開催、針尾防災会では消火訓練、小野沢防災会では応急救急訓練、西洗馬区では負傷者搬送訓練にそれぞれ取り組んでおります。また、対策本部では本部員の非常招集訓練、各防災会、防災部会から寄せられる避難情報、被害状況を防災無線等で収集整理する情報収集訓練のほか、対策本部設置後の初動マニュアルの確認を行っております。

また、役場職員の災害に対する対応強化を図るため防災講習会を開催しております。昨年度につきましては、長野県危機管理部の職員を講師に災害時の心得とシミュレーション訓練を実施しまして、今年度につきましては、気象庁の職員による気象災害と防災情報につきまして、知識の習得を行っております。

また、連携訓練としましては、昨年8月に定められました松本広域圏災害時医療連携協定に基づきまして、大規模災害時発生時に医師と医療救護班を派遣していただくことになっております。村井の独立行政法人国立病院機構のまつもと医療センターと救護所運営訓練としまして、トリアージ訓練を実施している状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 先程も、私、申し上げましたとおり、本部の動きについて中心にお聞きしたいと思っておりますが、まず避難勧告、避難指示、これですが、地震の場合、現状に応じてということでありまして、これは被害があったらということ解釈してよろしいですか。

一昨日地震がありまして、中部地方では震度4だということで揺れたと。ちょっとぐらっと来ただけですが、大騒ぎしておったわけですが、要するに県の対応というのは、中部地区という一つのくくりで対応しておりまして、どこかで震度4があれば、朝日村も震度4だといって大騒ぎする。要するに細かい対応ができていないわけですが、その辺の対応について、私、今まで何度も安全・安心の村を標榜して出てきておる関係上、いろいろ質問してきたわけですが、一昨年9月に質問したところ、村長さんのほうへ、私、雨量計を古見のほうと西洗馬原方面に設置したらどうだということで質問したわけです。

村長さんの答えは、防災計画にライフラインへの対応については記述されていまして、洪水土石流については、県の危機管理防災課が気象庁と連携をとり、アメダスによって朝日村に土砂災害が心配される場合に県から警報が出され、それを受けて村が全村民に周知し、場所によっては避難していただくという形になっておりますということで、雨量計は設置しないという話をされたわけです。

先ごろ木曾町では、雨量計を設置するという話がありましたけれども、村長さんは自分の身は自分で守るようにこれから指導していくんだという話をされたわけですが、村は村民の

生命、財産を県に依存して、村独自で何とかしようという気がないという形になって、非常に矛盾を感じるわけですが、今後、雨量計、または自分で判断する努力、そういうものをしていくつもりがあるのかどうか。特に避難指示の場合、今度何か4月から基準が改定示されたという話ですが、今までの基準がありますね。これが具体的にどうなったのか、その辺について、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、三村議員のご質問でございますけれども、すみません、地震のときの避難準備、避難勧告等の発令でございますけれども、これにつきましては、洪水とか豪雨のときのように事前に避難勧告、避難指示等は発令をされませんで、災害と地震の場合は火災の延焼だとか、地震による土砂崩れによって住民の方の生命、身体が危なくなったような状況を判断して発令することになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと昨日の地震のときの告知放送の関係でございますけれども、現在、国のJ－ALERTというシステムを使いまして、県内で震度4以上の箇所が確認された場合に情報が発令されるようになっております。実はちょっと今回、朝日村の場合は震度1であったわけですが、県内でいずれかの地点で4が観測されたときに鳴るようなシステムになっておりますので、そういった場合につきましては、すぐそのJ－ALERTの放送の後、村の震度がどのくらいであったかということと、村民の方にとっていただきたい対応を防災行政無線のほうで告知してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと雨量計の設置等の関係でございますけれども、今年、先ほど言いました4月に国のほうでガイドラインの案が変わっておりまして、それに基づいて朝日村の基準等も見直しをしております。従来、朝日村につきましては、長野気象台が発表しております大雨注意報、あと大雨警報等の気象情報、それと長野県と気象台が共同で発表する土砂災害警報、あと気象庁の情報等を総合的に判断しまして、警報の発令等を行っていたものでございます。

今回、改めて国のほうからガイドラインが示されまして、避難情報の関係につきましては基準を見直しているものでございます。県内では、77市町村のうち4市町村につきましては、そこへ雨量の基準を盛り込んだということでございますけれども、残りの73市町村につきましては、今回、当村で決めました状態と同じいろいろな気象情報とか、あと現場の状況、そ

ういったものを総合的に判断して避難情報の指示等を出すようになっております。

朝日村の場合でございますけれども、避難準備情報、それと避難勧告、避難指示の3つを発令する際の基準を今回見直して設けているわけでございます。

まず、避難準備情報の判断基準でございますけれども、4つございます。1つは、大雨警報が発表されまして、近隣で湧き水が濁るなどの前兆現象が確認された場合、それと土砂災害警戒情報が発表された場合、3点目が大雨注意報が発表されまして、夜間から翌日早朝に大雨警報に切りかえる可能性が言及されている場合、4つ目といたしまして、強い降雨と伴う台風が夜明けから明け方に接近、通過することが予想される場合ということで、避難準備情報を発令することになっております。

その次に発令されるのが避難勧告でございますけれども、こちらにつきましては、3つの基準がございます。近隣で斜面崩落などの前兆現象が確認された場合、2つ目といたしまして、大雨警報が発表されまして土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で、土砂災害警戒情報の基準を超え、さらに降雨が継続する見込みである場合、3つ目といたしまして、大雨警報が発表されまして、記録的短時間大雨情報が発表された場合でございます。

最後に、避難指示でございますけれども、こちら4点ございます。まず最初に、土砂災害警戒情報が発表されてかつ土砂災害警戒情報の基準が実況で超過した場合、2つ目といたしまして、大雨特別警報が発表された場合、3つ目としまして、近隣で土砂移動現象など予兆現象が確認された場合、もしくは土砂災害が発生した場合、4つ目といたしまして、避難勧告による立ち退き避難が十分でなく、より強く避難を促す必要がある場合ということで新たに基準を設けてございます。

特に、県内でも4つの町村が今回、雨量の基準を設けたということでございますけれども、今回の見直しにつきましては、国で示されましたガイドラインの案をもとにこういった形で見直しをしてございますけれども、今後、雨量の基準をこの中に盛り込むかどうかということにつきましては、国のほうでも、これから一、二年をかけてこの基準を見直すようなという指導がございまして、朝日村につきましても、この中に雨量の基準を設けるかどうかにつきましては、今後、専門家の意見等を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

特に、雨量をこの基準の中に盛り込むということになりましたら、また雨量計の設置等につきましても、村内のほうに設けなければならないのかどうかということも、専門的な方と、あと関係機関のほうと協議する中で、今後、検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 今お聞きしますと、非常に曖昧な基準になっておりまして、また災害が発生しそうなどときには、役場の職員はあちこちに張りついて、どういう前兆があるのかどうか見て回って見なければならぬような危険な話をしているわけですが、前回の計画の中は、全て注意報にしろ、警報にしろ、雨量が何ミリということを書いてありますね。ただし、これは中部、安曇野を除くというような形で大ざっぱ、早い話がこの平あたりでどのくらい降れば、どうだという話になってくるわけです。ところが、57年、58年の災害のときに、57年には古見のほうの沢が氾濫し、58年には針尾から西洗馬にかけてのほうの沢が氾濫しているわけですね。

早い話が村の中でもそのときの雨の降り方で違うわけですよ。ですから今、中俣に1基あると言いましたね。あとは、どうしても古見のほうと西洗馬、針尾方面に1基というものが必要ではないかと。その雨量によってどうなるか。要は、そのときの雨量が本当はデータとしてここにあれば、一番いいんですが、この資料には雨量書いてありませんね。ただ、こういう災害があったらどうなっていたということしか載っていないわけですね。

そのときに、どのくらい降ってどうだったという形のデータがあれば、どのくらい降れば、どうなりそうだとということが推測できるわけです。ただ、そういうデータが全然ないんですよ。だから、一刻も早く設置をしていただきたいと。

それから、もう一点、今言おうとしたことをちょっと忘れちゃいましたけれども、どちらにしましても、具体的なもうちょっとメッシュを小さくした対応をこれからしていただきたい。先ほど申し上げましたが、県だ、国だと、もちろんその協力をいただかなければいけないわけですが、ただ、そこにおんぶに抱っこだけで、朝日村の安全が守れるかということ、とても、そんな今、状況じゃないと思うんです。

この前の広島の問題でもそうです。やはり局地的に今、雨が降っているわけです。だから、自分で判断できるような判断材料がなければ、村のほうで、よそは中信地区はそんな降ってなんでも、朝日村は非常に降ったというようなデータがなければ、村としても判断できないと思うんで、ぜひ設置の方法はお願いしたいと思いますし、特に勧告のほうの今度、判断基準をこれからつくるという話ですが、もうちょっと具体的に曖昧な形じゃなくてつくっていただきたいと。特に、空振りしてもいいですから、少し甘目の基準でやっていただくことを

望みまして、勧告、指示のほうは終わりたいと思います。

それから、今、指示のほうは終わったんですが、次に、先ほどの今度は備蓄の関係ですが、備蓄のほうでさっき、5%というのはここに書いてありますね、村民の、これを目安にするということはわかるんですが、生活必需品の中で毛布だとか、そういうものが先ほど言われなかったと思うんですが……

〔「言った……」の声あり〕

○7番（三村 清君） 言いましたか。タオルケット、毛布、寝具類、それから衣類、下着、靴下、作業着、炊事用具が鍋、包丁、卓上コンロ、身の回り品でタオル、生理用品、紙おむつ等々、これ先ほど全部入っていましたか。ちょっと、もう一度お願いをしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 村の生活必需品の備蓄でございますけれども、現在、緊急用トイレが32セットです。それと、その緊急用トイレ用の袋が640枚、幼児・大人用の紙おむつが2,000枚、紙マスクが2,000枚、ブルーシートが700枚、毛布が300枚、ジェットヒーター8台でございます。また、村と地区防災会の防災倉庫にかまど一式と毛布を20枚から30枚を備蓄してございます。

先程、三村議員からご質問がございました衣類とか、食事用の包丁だとか、そういったものにつきましては各防災会の集落センター等でございます。ちょっと衣類につきましては備蓄はしてございませんけれども、やはりここで想定しているのが約250名ということでございまして、衣類とかそういったものは、ほかに被災が軽かったところの住民の方から提供をいただいたりとか、他のものにつきましては調達ができるものもございますので、そういった形で調達をするようになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 要するにこの基本方針として、ここにさっき私が読んだ、これは人口の5%に当たる分250人程度は用意するというように書いてあるんですね。ところがあるものはある、ないものはない、これは誰が判断してそうなさったんですか。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） この生活必需品の備蓄につきましては、計画のほうでは準備に努める、努力をするということで、最低限その中でも重要なものについては村のほうで備蓄を行ってきております。そのときに被災が軽かった方、そういった方から調達できるようなものは、そのときに調達をしていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今後はやはり生活必需品、食料品の備蓄につきましては、今までは行政が備蓄をしておりましたけれども、法の改正によりまして今後3日間程度の備蓄につきましては、個人の責務として行っていただくということになってまいりましたので、そういったことを今後、住民の皆様には十分周知啓発をしていく中で、改めて村の備蓄品につきましては検討をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） その法の改正という話ですが、要するに災害があったときに、それじゃ寝具から衣類から炊事用具、担いで避難しろという趣旨ですかね。それぞれが用意しておけというのは。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 生活必需品の中でも、個人がふだん備蓄できるものとそうでないものもございますので、できるものについては個人が3日間分については、これからは備蓄をしていただいて、やはりかまどとかそういったものは、当然個人では備蓄はできないわけですので、そういったものを行政が今後、備蓄していくことになるということではよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 今のところ若干違うと思うんですよね。要するに自宅待機、自宅で避難しているとかいう人はそれでいいんでしょうね、備蓄。というのは、避難所へ避難する方は担いでこいといっても、なかなかそんなわけにいかないと思うんですよ。これ努めるになっていますけれども、やはり行政がある程度これ確保しておかなければ、避難した人はそん

なわけにいきませんので、ぜひ必要だと思いますが、それを要望して備蓄のほうを終わりたいと思うんです。

要するにあと調達の方ですが、調達、今見直しをしていると言いましたけれども、とにかくこの調達計画、村の中にどれだけのものが今、あるんだというのもこれ資料に全部ありますよね。ところが、全部もうないような店がほとんどですよね。すると、現実にも、被災になった場合、村の中にどれだけのものがあるということをもっとしっかり調査しておく必要があると思うんです。

私が3月にこの問題を取り上げたときに、非常にもういいかげんというか、内容はいいんですけれども、もう古くなっちゃっている。見直しをするという話がありました。半年たつてまだ、まだ見直ししているという話ですよ。ところが災害というのはいつ来るかわかんないですよ。一刻も早くこの見直しを済ましていただきたいと思います。

それから、訓練の方ですが、私も今回の訓練にも参加してきたわけですが、早い話、先ほどから本部を中心という話なんです、本部員の動きがよくわかんないですね。今回、訓練するにしても、例えば炊き出しの訓練にしても、炊き出しのものは、全部各地区で事前にそろえて、その日に炊き出しというか、ただお湯入れてやるわけですね。これじゃ、訓練にならないと思うんですよ。だから、各地区で何名集まった、何人分必要だと、本部へ言ったら、本部から、はい何人分と言ってそれが届く。それが実践に応じた訓練だと思うんですよ。ただ、本部の動きというのは何にもわかんないんですよ。

要するに、こっちだけでただがっやっている。ただ、それも事前に用意してやっているわけですよ。事前に用意しておいて訓練になるのかなど。もっと実際に則して、本当にその分だけが避難したら、本部のほうでどう対応してくるのか、そこら辺をもうちょっと訓練していく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） すみません、先ほどの生活必需品の備蓄の関係ですけれども、先程も申しましたとおり、家とかが倒壊した方の分については、村のほうで事前に備蓄するということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。倒壊を想定、家から持ち出しができなくなる方は、想定して村で用意するというので、先程も申し上げましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

訓練の関係でございまして、地震総合防災訓練につきましては、村と各区、それと

消防団で事前に打ち合わせを行う中で、連携の訓練等につきましては進めております。また、訓練が終了した後、各地域防災会で反省会を行っていただきまして、その後、村と各防災会、それと消防団との反省会を行う予定でございまして、課題等につきましては、その中でまた整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 私が言っているのは、本部、本部ってさっきから言っているんですが、本部の動きがわからないと。要するに今回、生活環境課ができましたよね。これには生活環境課なんて、もちろんほかの課も全然違う名前になっているんですが、要するに担当が自分たちは起こったとき、何していいのか。例えば、食料の供給は、住民福祉課がやるとかになっていますよね。逆にいくと、今回の例えば炊き出しにしても、今、何名って連絡は本部行くことになっていますよね。ただ、連絡行くだけですよね。炊き出し訓練やるんなら、何名必要だと。調達は何か総務がやることになっているようですが、供給をじゃ、住民福祉課で供給していく。要するに本部員の動きが全然見えない。本当にいざというときに、本部員が機能できるのか。

早い話が本部がしっかりしなかったら、下なんかに非常に迷惑かかるだけでだめなんですよ。下の訓練なんてそんなに本部の訓練に比べれば、大したことじゃないと思うんです。本部の訓練が一番災害に対して機能できるかどうかの方が大事だと思うんで、その辺を聞いているわけですよ。それがしっかり、じゃ生活環境課なら生活環境課、今どういう位置づけになっているのか、その辺だって、また今、検討中ってどうせ話になると思うんですが、もう時間もありませんので、最後をお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、対策本部の関係でございますけれども、本部につきましては地震総合防災訓練の際、本部独自の現在訓練を行っております。先程も申し上げましたとおり、今回は役場職員の非常招集訓練等を行いまして、対策本部設置後の初動マニュアルの確認を行っております。この初動マニュアルでございますけれども、各対策本部が立ち上がったときに各担当が何をやるかという行動をそれぞれ確認をしております。ですので、総務課が何をやる、生活環境課が何をやるということがそこに明記をされて

おりまして、職員につきましては、職員の行動マニュアルというものを職員全員が持っております。それに基づく行動を確認しております。

震災等発生後、本部が設置された後、半日ぐらいの間で何をやる、二、三日ぐらいの間で何をやる、1週間の中に何をやるかというようなことをそれぞれ確認をし合う訓練を当日やっておりますので、お願いをしたいと思います。

ただ、本部と地域防災会と連携した訓練にまでは、まだちょっと至っていない状況がございますので、その辺につきましては、地域防災訓練の反省点の中で、次回への課題として取り組まさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 最後の質問になりますが、要はこの議論聞いていて、村民がああこれなら安心だということができれば一番いいわけですし、最後ですが、災害対策基金についてお伺いしたいと思うんですが、災害対策基金の積み立てを行い、その維持と的確な運用を図るということになってはいますが、今、災害対策基金はどのくらいありますか。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 当村におきましては、災害対策基金は今、設けてございません。基本的に何かございましたら、財政調整基金を取り崩して充当するようなことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） これは要望になりますが、安心して暮らせるためにも、いざ災害のときにこれだけのお金があるという裏づけだけは、これから図ってってもらいたいと思います。要望して終わります。

○議長（上條俊策君） 三村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 次に、緑の体験館のコテージの宿泊料の設定についてであります。

緑の体験館コテージの宿泊料設定が1棟6人までという設定になっているために、非常に利用しづらいと思います。例えば、トップシーズン以外が一番安い料金設定の場合でも、1人当たりですが、1人で泊まれば1万9,440円、2人で9,720円、3人で6,480円、4人だと4,860円、5人で3,888円、6人だと3,240円、7人になると、また上がって5,554円という形になりまして、5人か6人がそろわなければ、利用料が高額になってしまう設定になっております。少なくともオーバーしても高額になる仕組みになっており、6人の倍数のグループしか解消にならないような設定です。トップシーズンで一番安い6人で利用しても1人当たり5,760円となり、本館の2食つき5,660円より高額になっています。

緑の体験館の目的は、儲け主義で設立されたのではなく、多くの来村者を迎え入れるために設定されるべきだと思いますが、理解不能な設定と言わざるを得ないと思います。もう一度設定方法、利用料金等の見直しが必要だと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 三村議員のご質問の緑の体験館、コテージの宿泊料の見直しの必要性についてお答えをさせていただきます。

まず、この料金の設定につきましては、今議会におきまして料金の見直しをする条例案を提出をさせていただきました。この見直しは、11月に新しいコテージが完成することから、新たな料金設定を行うものでございます。

改正案では、議員おっしゃいましたように、各コテージの利用者数を6人までとし、大型連休や夏休み等の事業トップシーズンとしまして、そのほか土・休日、平日と区分し、それぞれ上限の料金を設定をし、また本館のみの料金を設定したものでございます。

詳細につきましては、先ほど議員、おっしゃられたとおりのものでございますけれども、あくまで上限ということで設定をさせていただいておりますので、それから、6人までが宿泊できる人数ということでお願いをしたいと思います。ですので、この6人までの間で、さらにこの上限の料金の範囲の中で、例えば1名なら幾ら、2名なら幾らという設定料金がまた新たに指定管理者のほうで示されますということでご理解をお願いをしたいと思います。

この設定に当たりましては、指定管理者と協議し、また観光レクリエーション施設管理運営審議会のご意見をいただく中で、利用者のニーズも反映でき、また、指定管理者の利潤にもつながる設定としたものでございます。

もちろんこの料金設定の範囲の中で、村民の皆さんから積極的にご利用いただける価格、サービスをまた指定管理者と検討してまいりまして、村民の皆様からもご利用をいただける料金設定にこの範囲の中で設定させていただくということで、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問ありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 大体の意向はわかりましたが、ただこの範囲の中でというと、1名なら幾ら、2名なら幾らということではできませんよね。そうすると、どうしてもこれの見直しをもう一回してもらわないと。

それともう一点、コテージには犬、猫の宿泊が可能で1泊1匹2,160円、2匹までとするというふうになっておりますが、これまで説明会でも話がありましたが、やはりアレルギー云々がありますんで、どの棟でも全部できるというんじゃなくて、犬、猫等を設定していただき、その棟でもいいという人がいれば、そこへ入ってもいいわけですが、全ての棟にそれができるという形じゃないように運営のほうで図っていただきたいと思います。

特に今、言われました1人幾ら、2人なら幾らという話は、これどうしてももう一回、これやっていただかないと、全然これ料金設定変わってきますんで、次回までに見直しをしていただくということじゃないんですか、いかがですか。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの三村議員のご質問ですけれども、まず今回の料金設定はあくまで上限の設定を村でさせていただきましたので、この範囲の中で1名、または2名、3名の宿泊料金を指定管理者のほうで設定をさせていただきますので、それをまた村の方にはお示しをさせていただいたり、ホームページでもお示しをさせていただきますので、そこで確認をしていただければと思っております。

また、犬、猫につきましては、最近利用者のニーズもあることから、このような形で犬、猫の宿泊もできるという形で料金設定をさせていただきました。協議会の中でご説明をさせていただいたときにも、犬、猫が使用する部屋等も限定したほうがというご意見もありましたので、その辺は指定管理者のほうとも話をしまして、犬、猫が入れる部屋なり等については設定をするということで予定をしておりますので、お願いをしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 制限時間となりましたので、これで三村議員の一般質問……

○7番（三村 清君） ……いいですか、終わり……。

○議長（上條俊策君） はい。

○7番（三村 清君） そうですか。時間になったようですので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで三村 清君の一般質問は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 斉 藤 勝 則 君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、斉藤勝則君。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 8番、斉藤勝則です。よろしく申し上げます。

私は、5つの質問をしたいと思いますが、非常に文章が長いので、読ませてもらって始めたいと思います。

まず、1番の避難指示判断の強化ということですが、先ほど三村議員のほうへ行政のほうからもかなり詳しい説明していただきましたので、余り私のほうからは質問するものもないので、ちょっと読んでそっちはそこから外れた部分だけちょっとお願いしたいなど、こんなふうに思います。ちょっと読まさせてもらいまして、お願いします。

今、日本各地で異常気象による災害が多発しております。長野県の南木曾町とか、あるいは広島県の広島市の問題、北海道などが甚大な被害と大勢の死者を出しております。最近はどうも想定外の気象が多くて、短時間で危険度が急上昇することが多くなってきています。

そこで、そうなる前に未然に避難勧告や避難指示を早目に出すことが最悪の事態を防ぐことになると思います。

当朝日村も山の麓の村であります。先程も言いましたけれども、79ヶ所ぐらいの危険地域が指定されておるわけでありまして。また、何ヶ所かに砂防ダム、こういうものができておるわけですが、砂防ダムの状況の把握も定期的にチェックが必要ではないかと思っております。また、いかに村民に情報を早く伝達、徹底できるか、今後の大きな課題の一つです。

そこで、質問ですが、1番目としまして、何ミリ以上の雨で避難勧告を出すのか。また短時間での時間というものの判断だとか、あるいはもう一つは、非常に今年雨の時期が長いということで、積算でどのぐらいの雨量になったらというようなことで判断するのか。実は、こういうことを出したのも、広島市の安佐南区・北区で70数名の犠牲者を出しているわけございまして、その中でやはり行政も避難指示とか、あるいは危険だということはもうあれしたんですが、避難指示を出す前に起きてしまったという、そこで先ほども課長のほうからもお話があったんですが、国のほうから新しい判断基準というふうなことで出されているわけですが、これをまだ今のところ、はっきりわからないではないかなと思うんですけれども、ちょっと朝日村に対応したような、あれでぜひ具体的な避難指示のいわゆる雨量ですか、そういうようなものを出していただくとありがたい。

それで、やはりあんな事故が起きますと、一生懸命行政がやっても、行政自治体の責任というような問題が70数名も出ますと起こるものですから、そこら辺をぜひ、もし今まだ決まっていなかったら、また後々でも結構ですので、基準値という国から示されたようなものにプラス朝日村のものを考えていただいて、皆さんに個人がやはり判断基準として行動が早目に行えるようなことをやって未然に被害を防ぐ、こういうことをお願いしたいと思っております。これが1番目のあれです。

それから、2番目、広島の例もありました安佐南区・北区というのは、どっちかというところ新興住宅で非常に地盤、いろいろいびくった部分もあるんですけれども、軟弱じゃないかと思うところへきて、沢の入り口ということで扇状地みたいになっていて、いわゆる石垣から何からみんな流されたような状況になっているものですから、私は砂防ダム、今、古見にもさんざんお願いしまして、村のほうから国と県に働きかけてもらいまして、作ってもらっているわけなんですけれども、砂防ダムのチェックをしないと、大雨が降っても一般の人たちに被害は出ていません。ただし、やはり山からの部分的な崩れとかいろいろで、いわゆる砂とか石が流れ込んできていて堆積してしまうと、砂防ダムの役目が半歩なくなって残してくると

というようなこともあるものですから、私はそこら辺のチェックを時折、見回っていただいて、どんな状況かというのはやってもらって、ひどい場合には浚渫みたいなこともやはり行政に頼んでやっておく必要がいろいろのために、未然に被害を防ぐ可能性があるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございます。

殊に、古見の場合なんかは私の近くなものですから、よく分かるんですが、あの下に貯水タンクが、あれどのぐらい入るんですかね、かなりの量が入るわけですが、その下に古見の半数ぐらいの方が生活しているものですから、砂防ダムをチェックということは、そこを残して、例えば山の木の枝だとか何か流れ込んできて、そういうものに損害が出ると、一夜にして大変な事態になるものですから、やはり砂防ダムのあるようなところは、それで安心だという気持ちじゃなくて、チェックを時折していただきたいと、このようなことをお願いしたいと思います。

また、3番目でございますが、先程これは三村議員のほうからも出されておりました重複しますので、あれですが、雨量計をもう少し局所的な雨とかいろいろありますし、地震についても地盤のあれで、例えば隣の山があって結構揺れが激しいし、この間のあれも朝日村のほうは1だったですね、山形は2だったんでしょうが、こんなようなことでのあれで、やはりそういう関連の雨量計だとか地震計みたいなものというのは、ぜひもうちょっと増やしてもらいたいというのは、いろいろの予定はあると思うんですけども、お願いしたいなということですね。

だものですから、私は3つぐらい言いましたということで、1番目としましては、未然に広島のような事故を防ぐために、ぜひ国の基準とか、そういうものと照らし合わせた基準をちょっと出してもらいたいな、そういうことについてのお考えを聞きたい。

それから2番目は、例えば新興住宅地、今壁を、例えば斜面を削ったりしたような場所もあるものですから、今の雨の量を見ていると、1時間に30ミリとか50ミリ、中には1日に100ミリというふうなところもあるんですね。本当に想定外のことがそれだけ降ると、起こるんですね。ですから、その前にぜひそういうところの私は事前のチェックというものは、やはり知っておく必要があるなということで、2番目の質問、お願いしたいわけでございます。

この例としましては、例えば今の向陽台団地の横の斜面だとか、比較的新しい団地の近くというのは、地盤がやはり造成して、自然のあれをひっかいているというふうな形で軟弱なんですね。そういう部分でのやはり事前のチェックをしておくということが大事かなという

ことで、この2番目は挙げました。

そんなようなことで、3番目のは先程のお話も聞きましたが、できるだけ努力してもらって雨量計だとか、今、山に2カ所ですかね、それから地域2カ所、4カ所ぐらいですかね。もうちょっとこれは局所的なやはり部分というのはあるものですから、多くしてもらいたいというのは、先ほどの三村議員のほうがしましたので、そんなところで質問1回目終わりたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、斉藤議員ご質問の避難指示判断の強化をということでございますけれども、1番目と3番目の質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

最初に、避難勧告の雨量基準についてでございますけれども、これにつきましては、先程三村議員の質問にもお答えいたしましたけれども、村では、平成25年9月に朝日村避難勧告等判断基準を定めておりましたが、本年4月内閣府より避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインの案が新たに示されまして、それに基づいて見直しを行っております。

議員ご質問の避難勧告危険と判断する雨量についてでございますけれども、現在、雨量を避難情報の発令基準の材料としているのは、県内77市町村のうち4市町村のみとなっております。そのほかの市町村につきましては、气象台発表の気象情報、長野県の河川砂防情報ステーションの情報、前兆現象や現場の状況などを総合的に判断して避難情報の発令判断をしている状況でございます。

雨量を発令基準として定めにくい背景としましては、土砂災害につきましては、やはり地域ごとに地形や地質、斜面の植生状況、それと治山施設の有無などさまざま、どれだけの雨量が災害に結びつくかが予測しづらい状況であるためです。

当村のおきましても、一般的に災害の危険性が高まるとされている時間雨量20ミリ、それと連続雨量100ミリの基準、それと先程県内で雨量基準を定めています4市町村の数値を参考としておりますけれども、当村が具体的に避難情報の発令基準の材料としているものは、先程も申し上げましたが、長野地方气象台が発表いたします大雨注意報、大雨警報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報の4つの気象情報、それと長野県と气象台が共同で発表しております土砂災害警戒情報、それと気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報、それと長野県

河川砂防情報ステーションというものがございまして、そちらの情報、それと湧き水が濁るだとか、溪流付近の斜面の崩落などの前兆現象、現場の状況でございます。そういったものを総合的に判断をしております。

また、今回、国で示しましたガイドライン、この案につきましては、今年度から試行期間となっております。市町村につきましては、これらの基準を一、二年かけて防災関係機関との調整を行い、適宜見直し、修正を行うこととされております。朝日村におきましても、今後、関係機関との調整を行いまして見直しを行っていく予定でございます。雨量を避難情報発令の判断基準にするかどうかにつきましても、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、雨量計の設置についてでございます。

現在、村内に設置されております雨量計でございますけれども、国の国土交通省千曲川河川事務所の雨量計でございますけれども、これがJA営農センター駐車場の横に設置をされております。これにつきましては、県の河川砂防情報ステーションというところで、その雨量の数値等情報を見ることができるようになっております。また、県の松本建設事務所の雨量計がかたくりの里の敷地内に1カ所ございます。また、村では治山事業で設置しました雨量計が野俣沢の林道鉢盛山線、木祖村との境に1カ所、三俣の檜俣沢橋の手前に1カ所の全部で計4カ所設置されておまして、村の雨量計につきましては、AYTマルチメディアセンターに設置の端末がございまして、データを収集し、電話で雨量を確認できるシステムになっております。

新たな雨量計の設置についてでございますけれども、先ほどの今後の避難情報の発令基準に雨量基準を設けるかどうかも含めまして関係機関と協議、また専門家の意見をいただく中で検討してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、斉藤議員ご質問の2番目の造成砂防ダムのチェックについて答弁をさせていただきます。

まず、造成地等でございますが、村には住宅団地では向陽台や旭ヶ丘団地などがこれに当たるかと思ひます。村内の造成された住宅団地につきましては、土砂災害危険区域の指定にはなっていないため、現在定期的な点検は行っていない現状です。

また、砂防ダムにつきましては、三俣の第3堰堤と船ヶ沢の堰堤の15メートルの砂防堰堤2基を初めとしまして、村内の各河川等に設置がされております。それぞれ県の管理となっております。今回の広島県の災害等を受けまして、県では点検を行っております。この点検結果につきましては、改めて報告されることとなっておりますので、お願いをしたいと思います。

今後は、定期的な点検につきましても、県と連携をとりながら実施について検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 先ほどの三村議員のときにも説明詳しくしていただいておりますので、あれですけれども、今、雨量計の地域とか、そういうことについても4市町村だけということで、逆に広島県の例もあるんですが、何ミリって規定してかえって危険という場合もあるものですから、私は全体の3つの質問の中で通してお願いしたいんですが、先程もちょっと出されたんですけれども、各種の専門家の講演ということをやっていただいて、例えば、こういうところには危険があるんだぞというような、むしろ私は村民に対して、そういう避難をするために自分は自分で守るんだというところのそういう講演会みたいなことはやっていただいて、各地域によってやはり状況違うと思うんですね。

だから、自分たちが危険ということを知るといことが一番、この大きな災害を防ぐあれになるものですから、ぜひ講演会みたいなこの3つの中で合せて、そういうことも今後、ぜひ計画していただきたいと思います。

また、余り今まで出されておられません、ライフラインの確保というようなことも、ぜひ3日、4日、どんな地震にしろ、雨の被害にしろ、本当に一番最初、そこら辺があるものですから、そういうものについても、きちんとしたものをぜひマニュアルみたいなものをつくっていただいて、村民に知らせることが大事なことはないかなと、こんなふうに思いました。

また、ダムについては県の管轄というようなことでやってはいただいておりますけれども、いわゆる山へ行っても、木の伐採とかそのまんまで大雨が降ったりすると、そういうものはみんな流れ出してきた、いわゆる砂防ダムとかひっかかたりして、山の出す量からすると、ひとつきに砂防ダムがいっぱいになるような状況というのもあり得るわけです。

ね。そんなことでぜひ県とも相談をして、そういうもののチェックをやっていただきたいと、このように思います。

また、壁については、なぜこんなこと出したかという、今、危険区域になっていないということですが、この間の広島や南木曾やあちこちの被害を見ていると、どこも安全なんていうところはないと思わなければいけないというようなことであるものですから、私の近所でも自分の山をコンクリートで、自分で崩れないように止めたりするというようなことをやっていたお家があるんですね。非常に個人で努力しているんですけども、そういうような場所というのが、殊に団地はまとまって人が生活しているというようなことがあって、村としてもそういうところをぜひチェックして、ここはこういうふうにしたほうがいいかなといったら、今後の治山治水の計画の中で、今すぐというわけじゃないですけども、安全対策というのはやっていかないと、危険区域って79ヶ所もあるということですので、ぜひそこら辺を力を入れてやっていただきたいということをこの3つの中でのお願いで、あとは三村議員のほうの質問に重複しますので、この辺で、私の1番目の質問を終わらせていただきますが、よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 引き続き同じような問題なんですけれども、非常に異常気象によりまして、長雨による農作物、その他への影響と対策はということでございます。

今年の盛夏の時期の雨の降り方と日照時間の短さは、ちょっと近年にない状況ではなかったかなと、こんなふうに思うわけでございます。県内でも、平年の40%台だというような日照の長さのところもあったそうでございます。

そこで、さらに例えば風水害の被害も加わったし、全国的にも野菜等の高値を呼んだりしているわけですが、どうも私が見てみるに、作柄については余りよくないじゃないかなというようなことで、お値段はいいわけですが、量が余り出ないとか、こんなようなことがあります。積算の日照不足、積算の温度不足などの影響があるのではないかなと心配されております。

そこで、お聞きしたい訳でございますが、当村の状況について、野菜や稲の状況、これがどんな今年予想なのかをちょっとお聞きしたいということと、例えばこういうもので被害、

あるいは作柄が悪いというようなことに対しての降雹被害のときのような対策は何か考えているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、斉藤議員の長雨による農作物、その他への影響と対策についてでございます。

まず、今期夏の中信地域の気象状況は、7月では平均気温、平均日照時間とも平年を上回り、降水量では平年と比較し少なかつたものの、8月に入り、平均気温では24.8度Cと平年の25度Cを下回り、日照時間では45時間を下回る平年の60%程度となっております。降水量は、8月中旬に平年の2倍を超える雨量となっており、8月の上旬からの長雨と低温、日照不足による農作物への影響が懸念されたところでございます。

実際の農作物の生育状況や収穫状況について、県の農業改良普及センター、またJA農業センター等に確認を行ったところ、水稻では台風11号の強風による影響があったものの、やや良の作柄となっております。

野菜では、8月中旬までの状況で、レタス類ではサニーレタスが例年を下回る販売量だったものの、レタス、グリーンリーフは例年を上回る販売量となっております。そのほかの品目では、白菜が販売量では減少したものの、単価がよかったことから、販売額としての大きな落ち込みはなかったようでございます。また、キャベツ、グリーンボールでは、販売量は伸びたものの、単価が上がらず販売額の伸びは少ない状況となっているようです。

腐敗病など8月の気象状況の影響を受けた品目もあるものの、全般的には昨年の99%の販売額となっている状況です。全体に大きな落ち込みは見られないものの、出荷時期により各農家では出荷量、販売額に差があるものと推測されます。今後の気象条件や作柄に注目をしてまいりたいと考えております。

また、議員ご質問の被害対策につきましては、個々の品目では出荷量に減少があるものの、災害による被害としての対象として扱うことは難しく、これによる支援等は考えてございません。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 斉藤議員、再質問ありますか。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうから具体的な品目別のものを出していただきまして、朝日村としては余り例年と比べて出荷量は多少少ないものもあるし、多いものもあるわけですが、余り引けをとらないというようなことで、これから本当に秋作の全ても終わって結論が出てくると思いますが、例えばここには書かれていないんですが、私もその一人でありまして、いわゆるトマトみたい果菜、こういうものについては、この長雨で非常に影響が出ちゃって、20%ぐらい減になっているような部分があるんですね。

だから、私もちょっと心配して、ほかの野菜については余り詳しくないんですけども、何か影響があるのかなと。あるいはお米について、おかしいようなところがあるのかなということが非常に今度の長雨、苦になったものですから、日照時間が先ほども言いましたけれども、60%ということで、本当に朝日村は農業が主体の村なものですから、そこら辺のことは非常に心配したわけですが、今、お聞きしましたら、99%ぐらいのあれで、今のところは余り遜色ないと、去年のあれに比べてもないということで、ほっと今、したわけですが。

今期の目標額30億はちょっと難しいかと思うんですけども、そんなようなことで特別な対策は立てていないということですが、私はこの話聞きまして、今、その状況から安心だなということで、自分の家のちょっと作が余りにも悪かったし、仲間の作が悪かったというようなことがありましたので、ちょっとここら辺を行政のほうで把握していただけたら、お聞きしたいなということで今聞きまして、ぜひ今後の秋の出来具合をきちんと把握していただいて、また今年全体のあれをお聞き、またできる機会があればお願いしたいなと、このように思います。

私は、この長雨が非常にちょっと心配だったものですから、2番目はそんなような質問でありましたので、この2番目の質問もそんなところで終わらせていただきたいと思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問であります。朝日のあたる村音楽祭についてでございます。

ここ数年、スキー場での音楽祭が開催されていますが、私自身は非常に音楽も好きですし、定着できれば、朝日のすばらしさを知っていただけるよい機会と思っております。しかしな

がら、いかんせん村内の参加者が、私が行って見た中では余りに少ないことが本当に気になったわけでございます。そうはいつでも、実行委員会の皆さんが努力している姿を見ますと、それには非常に私は敬意をあらわしたいと思います。

そういう中で、村の少なからぬ村費を出していることから、村として今後、どうするのか、次の点でお聞きしたいと思います。

1としまして、アーティストは高い質のものを持っている。これはわかりますね、私も音楽好きですから、本当に余りネームバリューは通っていないなくても、いわゆる質の高いものを持っている。そういうアーティストも来ていただいているわけです。しかしながら、村民の皆さん、やはり多くは余り大勢のアーティストよりも、村民には興味の湧く少人数でもいいですから、ネームバリューのあるアーティストというようなことも、今後考えていって継続するならば、していただきたいなということが1番目であります。

それから、2番目でございますが、2日間の通し開催がちょっと私は無理があるのではないかなというふうな気がしてなりません。2日目も、私はちょっと都合で行けなかったんですが、うちの女房が行ってきたんですが、やはり入っている方が少なかったというようなことで、参加していただいた方は非常に感銘を受けて、いい機会なものでぜひこういうところはやっていただきたいということは、アーティストの方は言っているわけですので、私はその意義というのは十分にあると思いますが、いかんせん、やはり村民にどうしても興味を持っていただくようなやり方に変えていく必要があるのではないかなというふうな気がしてなりません。

それから、3番目の質問ですが、緑のコロシアムの利用なんかを考えていただいたらどうかと、例えば今年は雨も多かったですが、雨が降っても半分ぐらいの方は屋根下に入るし、ああいう施設があるものですから、そういうような方法もあるんじゃないかなと。スキー場にしてみれば、やはりスキー場を知っていただくというようなことでちょっとあると思うんですが、近い場所ですので、そんなようなことを考えてはどうかとか、音響もいいじゃないかなというようなこともありまして、そこら辺も今後、検討していく必要があるということだと思います。

もう一つは、やはりこれ長い先にいくと、行政が少なからぬ村の費用を出しているものから、確かに意義というのは、私も認めますし、わかるんですが、そこら辺続けるべきか、どうするのかの基本的な物の考え方なんかをちょっとお聞きしたいなということが3番目の質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、ただいまの斉藤議員の朝日のあたる村音楽祭についてでございます。

議員からは、ご質問の中でも各ご提案をいただいたところでございますが、この事業、民間が事務局となりまして実行委員会を組織し、運営をされていることから、これまでと同様に村としましては、実行委員会のほうに提案をさせていただき、実行委員会として検討していただけるよう伝えてまいりたいと考えております。

また、音楽祭につきましては、中村村長の提案説明の中でも触れておりますように、出演されたアーティストからの評判もよく、ツイッターでも発信がされており、村のイメージアップにつながるものと考えております。

今後の継続か否かにつきましては、主催者の判断になるものと考えておりますが、村としては、引き続き継続されることに期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 斉藤議員、再質問ありますか。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 今、課長のほうから検討いただいたわけでございます。一応、こういう提案というのも私、あるものですから、村民の場合はやはり農家忙しい時期ですので、農作物とどっちかと比重しちゃうんですね。そして、余りネームバリューがないと正直な話、私に言わせると音楽祭というのはそういうものじゃないんだけど、ネームバリューとかそういうもので今回は行かないわとか、やはり畑のほうをやらなければいけないというふうなことで村民の参加がいかんせん、結構村外の方のほうが多いんですね。

私、こうやって見に行って、余りの少なさにちょっと村民にもう少し訴えるようなやり方やらなければいけないなという気がしたものですから、それで昔、ファンタジーみたいなことで参加型をやったことがあるんですよ、村民参加型のやり方を。そんなようなことを考えて、もう少し村民が興味を持ってこの音楽会に行ってもらおう。そして、朝日村の人がみんな喜んで、すると、それが定着するということになれば、これは大きなイベントになって長野県の中でも発信できると思うんですね。そういう意味で、今のままでいくと、私も好きだ

ものだから行きますけれども、ちょっと危惧しちゃうんです。

正直言って、本当に続けていかれるのかなと、そんな心配がなされて、さりとて、やっていただいている実行委員が本当に苦勞して一生懸命になって裏方やっているんですね。そういう姿を見ると、どうにかもう少し成功できるような方法というのを考えていかなきゃいけないなという思いはありますので、ぜひそこら辺を今後、いろいろな話し合いの中で検討していただきたい。

あるいは、さっきも言いました緑のコロシウムだとか施設もいろいろあるものですから、いろいろ利用してのやり方で、なるべく予算はかけずにいいものができるような、あるいは今の10組、これを半数ぐらいにするとか、そんなような形でも2日をやはりとるということになる、農家の方はなかなか行きたくても行けないとか、私のうちでは分けていきましたね。1日目は私、2日目はうちの女房というふうなことで行ったんですけれども、そんなような形で村民がもうちょっと参加できるということを期待したいと思いますので、ぜひそんなことを考えて、今後やっていただきたいとこんなように思いまして、この3番目の質問も終わりたいと思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4問目の質問です。

甚だ質問が多いものですが、できるだけ簡単にやろうと思いますが、村民のたまり場づくりということで、朝日村は人口4,500人以上の村でございまして、しかし、これといった村民の立ち寄り場所がほとんどありません。店舗ではJAの生活店舗だけでございます。しかも、国が農協改革に今、手を入れてくると、私はいろいろな資料を見て、やはり農協に対して利潤追求に走り、例えば小規模店舗なんかはなくしていく方向に向けられていくということに私はなるなという、その内容を見ても思うわけでございます。それが心配であります。国ではなく、今、農協でも自分自身が自主的に改革、改善していくことが最善だということをこの間の農協の話し合いの中でも出ていましたけれども、まさにそのとおりだと思います。

村民に合った農協改革をしていかなければいけない。国が言ったから何とかというふうになると、やはり余り利用しないところというのは、今後削られていく可能性があるんじゃない

いかなど、そんなような危惧を持っているわけですが、私も、まず生活も守っていただきたいということがあられるわけですが、合わせて今回も議会としても、庁舎内に例えばコンビニだとか、そんなようなことも研究するようなことを考えているようであります。

そんなようなところで、村民のたまり場所をぜひつくっていただきたい。私、1つありがたいことに隣のカフェ、これがようやくと目星がついて村民の憩いの場が少しできるなど、ありがたいことだと思っておりますが、あわせて庁舎、これから進めていくわけでございます。

そういう中で、やはり庁舎も村民に親しいものになるように、そういう中に幅を持って、私はいいと思うものですから、前からも質問いたしておるんですが、庁舎の中に例えば村民のいわゆる隠れた才能の方、いっぱいいますね。そういう方の発表の場所をロビーみたいなところを使ってもいいですけども、あるいは特産品を置くとか、できれば、本当は農協以外のそういう拠点もつくっていただければありがたいと思うんですけども、今やはり、大変な地域では、そういう拠点づくりというふうなことをやっているところもあるものですから、そういうふうなところも見習って、私たちもこれから研究していきますが、ぜひやっていっていただきたいということで、例えば今言いましたように、JAの店舗を守るとか、庁舎のそういう多角的な、多面的なやり方ということに対しての行政のお考えをちょっとお聞きしたいなど、こんなことでございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 斉藤議員の4番目の質問の村民のたまり場づくりということでございます。

これは、議員ご質問の活気のある村づくりの一環として、村民が気楽に集まれるたまり場づくりというご意見でございます。

まず、そのうち、JA朝日支所の生活店舗につきましては、議員ご案内のとおり、平成25年3月、昨年3月に現店舗が改装された際、利用者がくつろげるコーナーを設置をされました。そこに村内産の木材を使用した机、椅子等を村が提供してございます。JAの生活店舗につきましては、今、議員ご心配の分野もありますが、近年、村民の大きな関心事となっております。これが大きな課題となっているところでございます。

議員発言のとおり、国は農業協同組合法の改正により、JA組織の改革を目指しております。今後の展開は注視してまいらなければならないように捉えております。

また、計画中的の新役場庁舎建設に際してロビーを広くするなど、村民が気楽に立ち寄れるコンビニエンスストア等、いわゆる複合施設の計画をというご意見でございます。事実、他の自治体にはそういった事例もあるのは実態でございますから、これにつきましては、今後、新役場庁舎建設委員会でいろいろな角度から十分議論をされる、そして、村民にもお話があるというように捉えております。

なお、今のたまり場という表現の話で申し上げますと、7月の区長会におきまして、新保育所の統合に伴いますおひさま保育園、あおぞら保育園の後利用につきまして、おひさま保育園につきましては、西洗馬、小野沢区、両区長さんに、あおぞら保育園につきましては、古見区長さんに地元として利用計画があるかどうか、区民の意を集約していただくようお願いをしております。これは参考までに申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからご返答いただきましてありがとうございました。

そういう中で農協改革、これについては村長も心配しているということで、今後のあり方をやはり注視していかないと、私らの村のようなこういう農協、今の現状でいくと、かなりお年寄りの方が多いわけでございますけれども、ぜひ守っていったいかなければいけないということで、今、あそこに確かに椅子とか、写真クラブの方たちが発表したりしていますが、ああいうもの、あるいはそういうものばかりじゃなくて、ほかのいわゆる技術を持った方っていっぱい村民の中でのいるわけです。絵だとかいろいろあるものですから、例えばそういうところでもいいですし、庁舎の中でもいいんですけれども、何か発表のできる場、例えば山形あたりは、庁舎ではないんですけれども、あそこのすぐそばにミラ・フード館みたいなあって、随時発表の場をしているんですよ。

あんなようなことやって、人のたまり場というか来て、結構見ていく方とか、あるいはそこで作ったものを販売して買っていくというような方もいるんです。そういうようなものを庁舎の中に考えていただければいいかなと、私も規模は違うんですが、昨年、長岡市とか行きましたし、また今年も視察に行く予定であります。ぜひとも、村民に開かれた庁舎になったら、これ程有難いことはないと思うわけですし、利用していただければ最高だなと思います。またここに、先程も言いましたとおり、新しいその喫茶店等へまた入る予定

も来ていますので、ぜひここら辺は村が活性化するような方向へ持って行っていただきたいと、こんなふうに思います。

私の前々からの思いで、今日はそんなことでたまり場づくり、ぜひ4,700人いるこの村です。ぜひ欲しいなど、そういう思いはあります。若い人たちもそういう部分で魅力も感じるんじゃないかと思しますので、ぜひ力を入れてやって行っていただきたいことをお願いしまして、この質問終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の4問目の質問は終わりました。

5問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 5問目の質問ですが、これは政治的な課題ということでありまして、返答につきましてお考えでいいですけれども、消費税の更なる増税に反対をとということで、今年8%が決められたわけでございます。これは今は悪いのは、いわゆる駆け込みの反動期が来ていてよくなるということありますが、そろそろ駆け込みの反動の時期も過ぎたんですが、最近の国のGDPの発表でも落ち込みが激しいわけでありまして、私はこれは本当にアベノミクスがちょっと不安になってきているなど、こんなようなことで思うわけでございます。

そこで、来年10月には10%にアップというようなことがあります。これも国のほうとしては、海外との貿易のあれで競争力強化というようにやむを得ないんじゃないかという考えあるわけですが、正直言います、今こうやって経済が落ち込んでいる中では、これで10%というのは、本当に生活弱者の人たちには大変なことになるんじゃないかなという気がしてなりません。

そんなことで、ぜひこれは私の思いですけれども、国へ地域からこれ以上の増税というのはやっていただきたくないと、また逆にじゃ対案はどういうことかといえば、私は前からも言っていますが、いわゆる内部留保というものもあるものですから、こういうものを利用していただいた中で幾らかしていかないと、競争力アップだけで企業には減税しながら、一般の方には増税をするということは、これ大変なことだと思うわけでございます。

そんなようなことと、もう一つは村にとって、やはりこれから庁舎、かたくりの里、その他の大きな施設、やらなければいけないことが目白押しであるわけですが、こういうことに対して付随して消費税が、来年10月頃までは当然かかりますから、資材だとか色々もう高騰

しますし、本当にまた増額の補正とか、いろいろやらないといけないようなことも起こるかなとも思うわけでございますけれども、消費税というのはいろいろの面で負担が上乘せになってくるということで、私も自分の生活もひいひいですが、これ以上のあれというのはぜひやっていただかなんで、違う方法で財源確保をやっていかなければいけないと、対案がなければいけないということで、私は先程も言ったようなふうに260兆もあるという内部留保というものを利用すれば、もう少し消費税上げなくてもやっていけるんじゃないかなという思いがあるわけでございます。

そういう中で、本当に大変な方が生活できなくなるというふうなことで、ぜひ私としては、地域から声を上げていっていただきたいと、10%へ更なるアップはちょっと問題であるというふうなことで、地域から声を上げていっていただきたいというのが私のこの質問の希望でありますので、そこら辺の考えについて、ちょっと考え方をお聞きしたいなと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の5番目の質問の消費税の増税反対を私がどう考えるかということでございますが、本年4月、議員ご案内のとおり、消費税が5%から8%にアップしたことによりまして、今、議員もおっしゃられておりましたが、駆け込み需要があったと言われておりますけれども、その後につきましては、国内の消費経済は予想に満たないと言われております。事の課題につきましては、非常に大きい課題でございまして、やはりこういう問題につきましては、国政の場で十分議論がされるものと期待をいたしております。

なお、その中で今、議員も発言ありましたけれども、消費税のうち国民生活に必要な生活必需品について、消費税を導入している中で非課税としている外国の例もあるとお聞きしておりますので、広くこの問題についても国政の場で論議されることに期待をするところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問ありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうがそういういわゆる生活必需品、食料品にはかけない、こういうことを私も2番目のあれでしょうと思ったら、村長のほうから先に言っていただいたわけですが、消費税については、日本は20%というのは全てのものについてかかっているわけです。ところが例えば欧州あたりでは、食料品とか生活必需品にはかけてなくて20何%とか言っているんですけれども、嗜好品にかけたりしているところが多いんですね。

それで、日本の場合はパーセントは低いんですけれども、全てにかかっているということで、例えば朝日村のこういう大型の事業、これは村民に必要なものですから、やらなければいけないんですが、こういうものに対しても非常に影響がでかいものですから、私はそんなことも心配して、朝日の財政、しっかりしてずっとやってきてほしいなと思いがあつたものですから、こういうことについては、私も立場上、やはりこれは国に訴えていってもらわなければいけないなという思いから、やったわけですが。

そういう意味で、本当に今、かなり厳しい財政状況にあることは現実です。これからも国としてはどうするか、今後の意向は10月だか11月、今年度中に方向はちょっと考えているということですが、ぜひ地域からも、今みたいな案ですが、かけるものにはそれはやむを得ないと思いますが、できるだけ全員に不公平な税制なものですから、ない人には軽い、多い人にはある程度負担をしていただくというような、そんなようないわゆる累進課税みたいな形も、今後考えていかないと大変になるじゃないかなという気がしてなりませんので、そんなことは今、村長のほうからもご判断いただきまして、わかりましたので、よろしくお願ひしたいなと思ひまして、私の今まであつた5つの質問全てをこれで終わりにしたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで齊藤勝則君の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（上條俊策君） 次に、9番、高橋廣美君。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず、1問目でございます。地域包括ケアシステムに朝日村はどう取り組むかという問題であります。

地域包括システムというのは、我々団塊の世代が75歳以上になる2025年、それを目処に重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように住まいとか、医療、介護、予防、生活支援、これらが一体的に提供されるというものであります。自治体ごとの地域特性に応じた自主的な取り組みが重要となってまいります。今朝日村では、かたくりの里の改修とともにその運営も見直されようとしております。

このような背景の中で、当村は今後、地域包括ケアシステムにどのような取り組みをしていくか、以下の点を中心にお答えいただきたいと思っております。

まず、第1点、今の民生委員、それから社会福祉協議会、区の関係役員、それからボランティア等各種団体との関係。

それから2番目として、それらの団体に付随して従来にも増してその責任の重大性を考えると、それぞれの報酬とか団体に対する助成金、その増額の考えはないか。

以上、2点を中心にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村住民福祉課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 医療提供体制の見直しと介護保険制度の改革を一体的に進める地域医療・介護総合確保推進法が今年6月に成立いたしました。このことにより市町村は地域の特性に応じた取り組みによって、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるように包括的な支援サービス提供体制——これをケアシステムというのですが、2025年を目途に構築するように求められております。

医療、介護、要望という専門サービスと共に、その前提となる住まい、生活支援、福祉サービスが相互に連携しながら高齢者の在宅を支えていくということです。今、村の包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの基盤となる地域ケア会議を本格的に稼働させております。村内の全ての介護事業者のケアマネジャー、朝日村社会福祉協議会の福祉活動専門員、村内の医師のご出席をいただいて、地域課題、認知症ケア、医療と介護の連携などのテーマで仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。来年以降は、もっと広域での関係機関との連携を考えております。

また、さらに大切なことは、地域で高齢者を支える仕組みづくりを村民が主体的につくり上げるシステムが地域包括ケアシステムの大きなポイントとなっております。これが地域の自主的な取り組みをと言われているものでございます。

行政サービスだけでなく、元気な高齢者を巻き込んだ地域活動、地域での見守り活動、ボランティア活動などを活性化させて互助——お互いに助け合うお互い様という感覚でございしますが、という意味で互助の活動が地域活性化と高齢者の生活を支える母体となるものと考えております。

かたくりの里の新築部分では、これまでと同様に社会福祉協議会が介護保険制度のもとにデイ・サービス事業を行います。また、改修する部分では、高齢者を初めとする村民の方が気楽に集い、楽しんでいただける場所として、また、それを支えるボランティアの方々の活動拠点にさせていただけたらと考えて今、改修計画を進めております。

今も社会福祉協議会とは、一般福祉事業の委託契約を結んでおります。今後は改修計画に向けて、さらに平成28年春オープンに向けて、委託内容の協議をしていく予定でございします。国や他市町村の動向を見ながら、今後の事業内容を検討してまいります。

また、報酬や助成金ということでございますが、地域での高齢者の支え合い、互助という趣旨には報酬や助成金はなじまないと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

民生児童委員の皆様方においては、子供から高齢者の方々までに幅広く福祉活動、強い責任感と共に行っていただき、大変感謝申し上げます。しかし、この事業での特に増額というところは、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） この地域包括ケアシステムは、医療、介護から始まって地域一帯までということですので、非常に専門分野からまさに地域の人たちの地域力というんですかね、そういったところも問われる部分、またボランティアから始まって各種団体、その辺にどう取り組むかということで、非常に難しいといえますか、幅広い問題だと思います。

先程、課長のほうから言われました地域ケア会議、今現在は専門的な分野の人たちだけということでもあります。しかし、これを区長会から始まって、民生児童委員の方、そしてより幅広く、例えば買い物難民というような部分まで含めれば商工会とか、そういった団体の人

たちというようなことで、常に会議を設けながら、幅広くやっていっていただければというふうに思います。

そして、2番目の報酬の部分ということで、なかなかボランティアとか、そういった部分にはなじまないという部分あるんですが、地域包括ケアということで、いわばもう一つ仕事が増えたというような捉え方をすれば、民生児童委員の報酬の改定といたしますか、もあってもいいのではないかなと、そんなふうにも思います。

それと、もう一つ、かたくりの里の内容においてですが、これはあり方検討会等でまだまだ議論の余地あると思うんですが、ショートステイはやらないというような話がこの前にありました。しかしながら、在宅介護を続けていくということになると、家族の負担を減らすというような部分が大きいと思うんですね。

ですから、そういった意味で、その部分の介護疲れの解消というようなことを考えれば、その辺の補助は必要ではないかということで、かたくりの里でショートステイをやるとかではなくて介護をしている皆さんに、ショートステイの活用を促すということで、そういった助成をしている市町村もあるわけですが、それにおいては、どんなお考えでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁求めます。

中村住民福祉課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 今、高橋議員がおっしゃったとおりに、地域全体で高齢者を支える仕組みというのは、非常に大きな社会的な意味があることだというふうに思っております。

いろいろな団体と連携していかなければならないんですが、1つは、高齢者が現在、朝日村は28.6%でございますが、今後一気に30%を超えるというふうになってまいります。ということは、ほとんどの方が高齢者ということになりまして、誰がそれを支えるかといったら、高齢者自らが元気な高齢者も、少し弱っている高齢者も、自らおのずと助け合っこの地域で生きていかなければならないという考え方が根底にあるというふうに思っております。

という意味で、いろいろな団体との協議を進めて、これからは事業内容を進めていくつもりでございますけれども、特に今、国のほうで示されている福祉サービスと言われる部分とお互い助け合うという部分は、どの区分でされるかということで、また区分がはっきりされておられません。

先ほど一例挙げられました買い物支援という点につきましても、現在、朝日村の社協に委

託しておりまして買い物支援、要するに介護保険外の買い物支援のほうをしております。ということがありまして、どのくらいまで範囲を広げていくか、あるいはどういうふうに委託していくかということについては、今後、十分に議論していきたいのでございます。

また、ショートステイのことをございます、ショートステイと言われる部分は完全に介護保険制度の中にございます。ということで、これに対して一時的な助成をすとかということは、現在この制度の中のことをございますので、考えておりません。

以上です。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 大体理解できました。

なかなか難しい問題ですので、今後の課題といえますか、いろいろ挙げる中で、ちょっと先の話になるかもしれませんが、高齢者が住む、いわゆるケアハウスというんですかね、そういうもの、村営といえますか、または民間の空き家等を借りたりするというようなやり方をしているところもあるというふうにも聞いております。それと村民、特に高齢者が先程もありましたように、たまり場という話もありましたが、温泉はないわけですが、それに近いような形の憩いの場というものがあれば、その地域包括ケアの一つの高齢者の居場所という部分の包括ケアの仕組みの中の一つになるんじゃないかというふうに思います。

この辺を目指して、ぜひ少子・高齢化、子供を増やすということで、保育園の無料とか、先進的な政策をとっているわけですから、高齢者福祉に対しても、ここに朝日村ありというような行政のリーダーシップをお願いしたいと、これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

村の主要施設等の案内板の更新についてという点でお聞きしたいと思います。

現在の案内板は、かなり古くなって見えにくいものとか、案内の内容がわかりにくいものが多いように感じます。各市町村のホームページを見ても、今や英語、韓国語、中国語等に

変換できるようになっております。

来る東京オリンピックに向けて、国も外国人の観光客を1,000万人とも2,000万とも見込んでおります。かつての東京、京都等の大都市ばかりでなく、今はローカル志向の外国人も増加の傾向にあるようです。

このような観点から、ぜひ案内板の更新を考えるべきと思います。当局の見解をお聞きかせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員ご質問の村の主要施設等の案内板の更新についてでございます。

村内の公共施設や観光案内板を見てみますと、設置から既にかかなりの年数が経過したのもございまして、字がかすれて見えにくいもの、老朽化して壊れているものも見受けられますので、今後調査を行い、随時新しいものに更新を図ってまいりたいと考えております。

また、高橋議員がおっしゃられますように、東京オリンピックの開催や外国人観光客が選んだ日本観光地ランキングの上位には松本城が選ばれるなど、地方においても増加傾向にある外国人観光客、また国際化に対応した看板の設置は必要となってきております。

これにつきましては、国土交通省が定めております観光活性化標識ガイドラインによりまして、今後、更新が必要な看板の表記につきましては、日本語のほか英語、あとピクトグラムと言われます誰もがわかる絵文字と申しますか、簡単なイラストですね、この3つの表記を基本とするよう検討してまいりたいと思っております。

また、これまでの看板につきましては、周りの景観との調和を図るため、木製で作製されたものもございまして、耐久性や見え方の面でいかなるものかということもございまして、看板の材質、またデザインの統一等を含めて検討してまいりたいと思います。

高橋議員におかれましても、お気づきの点など具体的なことがございましたら、教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） ぜひそんな具合に進めていただきたいと思います。

小・中学生の国際感覚を養うというような部分でも、役立つのではないかというふうに思います。

村に外国人専門の山岳ガイドといますか、地域ガイドをされている方も在住しておりますので、そのような方の意見も取り入れながら、ぜひ今の課長の答弁のような形で進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の一般質問は終わりました。

ここで休憩したいと思います。

再開は13時15分ということでお願いします。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時15分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 塩原正由君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由です。

今回、2問の問題について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

豪雨災害の対策ということですが、これは先程、三村議員と斉藤議員もやっておりますので、重なるところにつきましては省略してもらっても結構ですが、一応私も今回、このような災害が全国であって、大変尊い命が亡くなられているわけですので、ぜひこのことについてお願いいたします。

今年は、雨の多い年で特に局地的な大雨が多く発生しており、県内でも7月9日に発生し

た南木曾町の豪雨災害、大量の土石流が発生したわけです。また、8月20日には広島の大災害ということで、尊い命が大勢亡くなられて大変大きな問題になっているわけであります。

そこで当村においても87%の山林ということで、今までの調査では危険箇所がたくさんあり、村長の提案説明でも申し上げたわけですが、79カ所もの土砂災害警戒区域に指定されている箇所があるということで聞いているわけですが、それぞれの災害の訓練は、今までも色々のごく最近も実施しているわけですが、現在、山を背にしている古くから、昔からそこに住みついている住宅が現在、先程申し上げたとおり、たくさんそういう住宅があるわけですが、そういうところが結構警戒をしていかないと、色々のそういう災害が起きたときには、山があつて住宅があるというところは、そういう人命ということが非常に言われているわけでありまして、そのことで2つについて質問するわけです。

1つ目として、そこで7月の南木曾町、8月の広島で起きた土砂災害は避難勧告が、行政側のことをいうわけですが、少々遅れ、適切なタイミングでどのように発令するかということが問題になったということで、専門家のそういう指摘があつたわけですがけれども、先程も出ていました雨量基準も選択肢として、地域に適した発令基準を作るべきだと専門家も言っていますし、そういうふうに指摘がされているわけですが、今後の当村における考え方をお聞きしたいということで、1つ目はそういうことです。

2つ目が同じようなこともちょっと重なるかもしれませんが、また自分の身を守るためには、生活する地域の危険箇所を十分知ってもらうことが重要であると、今までにこのような土砂災害は起きていないというふうに思い込んでしまうのがかえって危険も伴ってくるということを言われております。今後、行政が中心となり、各地域ごとに地形や土質等の特徴を調査して、特に避難方法等の指導をお願いしたいというふうに思いますが、そのことについてよろしくお願ひいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の豪雨災害の対策についてということでございます。

まず、避難情報の発令の基準につきましては、先程三村議員、斉藤議員の質問にお答えしましたとおり、避難情報発令の際の雨量の基準につきましては、今後検討していきたいと考えております。

議員がおっしゃられますように土砂災害では避難勧告が遅れまして、被害の拡大につながっているのが実情でございます。このため、今回、国が示したガイドラインの中でも避難勧告は空振りを恐れずに早目に出すことが基本とされているところでございます。避難情報の発令判断基準に雨量を用いることは、避難勧告を早目に出しやすい状況とはなりませんけれども、土砂災害につきましても、地域ごとに地形や地質、斜面の植生状況、治山施設の有無など様々で、どれだけの雨量が災害に結びつくかは予測がしづらい状況にありますので、設定しました基準が余りにも低いと頻りに避難勧告が発令されるなど、情報の信頼性が薄れて避難をしていただけなくなるということで、逆効果になってしまう一面もございますので、雨量の基準につきましても、今後、関係機関、専門家を含めて慎重に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、避難方法等の指導についてということでございますけれども、近年の局地的な大雨につきましても、局所性が極めて高く、どこで土砂災害が起きてもおかしくない降り方が特徴でございます。また、村内それぞれの地域で地質や地形、植生、治山施設の有無などにより土砂災害の危険度も違い、村内79カ所の土砂災害警戒区域を初め、地域に潜む危険箇所の全てを村で監視することは不可能でございます。

塩原議員がおっしゃられますように、自分の住む地域の状況を知っていただき、自分自身を自然災害から守る対応は大変重要であります。また、自然災害に対しましては、各人が自分の身は自分で守る意識を持っていただき、自らの判断で避難行動をとることが原則となっております。

そこで、塩原議員ご質問の避難方法等の指導についてでございますが、これにつきましては、村で6月の土砂災害月間防止期間に合わせまして、毎年訓練地域を決めて実施しております。土砂災害防災訓練におきまして、県の松本建設事務所の職員を講師に招いて、県が推進します。土砂災害住民主導型警戒避難体制構築マニュアルについての講習を行っております。これにつきましては、地域の住民の皆さんが主体となり懇談会を開催しまして、まず地域内の過去の災害発生状況、災害の前兆現象などを地区の長老の方から聞くなどして把握をいたします。

次に、地域内の安全なルートと場所を確認していただきまして、独自の避難計画を策定していただきます。懇談会で決まったことを地域全体に周知いたしまして実践する方法でございます。今後も、機会あるごとに村民の皆様へ普及啓発を行い、推進してまいりたいと考えております。

また、議員の言われる地形、土質等の調査につきましてでございますけれども、調査結果によりまして危険箇所の詳細なデータが得られまして、防災業務への参考資料として用いることが可能であると思われまして、調査手法とその効果、土砂災害警戒区域である村内79カ所の調査費用、それらを検討する必要があると思われまして、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいまの説明でわかりましたが、最近、先程も申し上げたとおり、温暖化の影響ということを言われているわけですが、局地的に集中豪雨がどこにでも起こるといような状態になってきておまして、広島のような雨がもしかすると、朝日村にも、そういうことがあつては困るが来る可能性もあるわけで、だから、いつもそういう備えというものが先程言われたとおりしていなければいけないということです。

それで過去に色々私なりに考えると、山があつて沢があるわけです。それでその下には人家があるというようなところで、過去に調べていただくと、そういう大きな災害にはつながらなんだにしても、そういう災害が起きたところは、またそういうところへは起こりやすいということは、これは皆さんもわかるわけですので、そういうところで、住宅がその下にあるということは、特に先程行政で調べるというのは難しいというわけですが、79カ所あつても、そういうところを全部ということじゃないですが、そういう人家のあるところは、そういうことをしておかないといけないということ。

それから、南木曾町も広島でもそうですが、行政で避難勧告を出すときに、どうしても夜、雨が降ってなければいいですが、ざんざんと滝のように降っているところを明かりはない、そのときに避難して、また2次災害といいますか、それ以上の災害が起きたらいけないということが多分行政としては、そういうことがうんと心配になるものですから、そこでもって、今回、この2つの災害にもそういうことで、もともとどうすればいいかという対策はしていたんだが、避難が遅れたために、雨がざんざん降っているし、朝方ということですか、3時か4時ということですので、暗いところですので、そういうことを出したときには、もう災害が起きていたというようなことを新聞でも専門家は言っているわけですが、そういうことのないように、やはり色々な方法を持って行ってその備えをしていただくということと、も

う一つ言いたいのは、これから、今までそういうことはなかったんですが、夜の訓練なんか、暗いところでやる訓練もちょっと大変かもしれないけれども、そういうことも色々計画的に取り入れていただいてやっていったほうがいいかなと、こう思うわけですが、その点についてはどんなふうにお考えですか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 先程申し上げました地域の状況は、皆さんのほうで把握していただいて、事前にそういった有事の際はこういった行動をとるかということ、やはり地元の皆さんの中でしっかり話し合いをしておいていただきたいと思います。ただ、村のほうも支援体制ではないんですけれども、やはり過去に起こった土砂災害の状況だとか、そういった情報等につきましては、その都度地域のほうに提供をさせていくような支援体制をとってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ……

○10番（塩原正由君） 夜間の訓練ということ、その点です。

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 夜間ですね、土砂災害の訓練については毎年6月の強調月間のときに地域を決めてやっている状況もございますので、夜間の訓練等につきましては、また今後の課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 今の内容で、これらも検討するということですので、それでいいと思いますが、どっちにしても、先程も申し上げていますが、山があってその下に集落がある、そういうところは皆さんご存じなわけですが、私の地元の三ヶ組とか西洗馬や上組、それから本郷からずっと針尾地区からずっと御馬越からあと御道開渡、こっちきて古見のほうもみんな山伝いに昔から家があるわけで、だから、そういうところの先程も申し上げたが、地質とか色々あるわけですので、それで水が出ているところとか、そういうところはちょっと危険だと思うわけですが、そういうところの先程も申し上げてもらったのでわかりましたけれども、そういうところの集落だけで今後もそういう意識管理というか、気をつけなきゃいけないということの講習とございますか、研究ってございますか、そういうことも取り入れても

らって、細かく分かりやすく、難しい問題も出てくるけれども、そういうことで各地区というか、集落というか、そういうことの研修をこれからやっていただきたいと。これは、先程答弁の中に入っていますので、そんなことを申し上げて、これからも一人一人が先程も申されたとおり、自分の身を守るということを特に今まで以上に考えていただくということが大事だというふうに思っているわけですので、そんなことで色々とまた研修等も重ねていただきたいと、こういうことでこの問題は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目につきましては、先程もこんな話が出ていますが、向陽台住宅団地の状況ということで、これは朝日村の土地開発公社と行政が協同施工した上組地区の向陽台住宅団地については、主には少子化対策と人口確保対策の一環として開発したわけです。

それで、子育て世代に最適な住宅団地として、今年の3月より販売を始めたわけですが、約7カ月間で、私としては予定より早く契約される方が大勢いたというふうに聞いているわけですが、現在までの経過とといいますか、今どうなっているということを我々村民の中では知らない、上組の向陽台ですので、見えないこともありまして、状況はわからないものですから、それについてちょっと簡単で結構ですが、説明をしていただきたいと、このように思っています。

それから、これは括弧はないですが、人口増対策としては向陽台団地造成は当村にとってかなりのメリットが大きかったというふうに思っております。今後、現在のような造成地が完売、要するに売れた後には、引き続きこのような住宅団地造成の計画を進めることについては、行政としては、今現時点ではどのように考えているかお聞きをしたいと、こういうことであります。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のご質問につきましては、向陽台団地分譲の状況と今後の宅地分譲計画についてどのように考えているかということでございます。

まず、分譲住宅団地の計画は、今、議員もおっしゃられましたように、人口減少時代を迎えまして、将来にわたり朝日村が朝日村として持続する上で一定の人口確保及び維持は、極めて重要事項でございまして、その一環とした取り組みを進めているところでございます。さらに、若者の居住は村の活力を初め今後の人口確保にもつながりますので、子育て支援の一環とした分譲計画、いわゆる若者向け恩典分譲をいたしているところでございます。

おかげさまで、団地造成に際しましては地権者のご協力をいただき、本年3月中旬に分譲を開始しましたところ、16区画のうち、現在13区画が売買契約を結ばれております。残り3区画のうち1区画は予約済みとなっております、そのほか1区画が現在商談中となっております、残りは1区画となっております。このうち既に1区画につきましては、居住をされておりまして、また現在、建設中が6区画ありまして、この内容でございまして、ちなみにこの契約をいただきました13区画のうち、村内居住者からの申し込みが4区画、村外からは9区画の契約となっております。また、分譲住宅の好評を踏まえまして、次への造成計画はということでございまして、これにつきましては、先程議員もおっしゃられておりましたように、土地開発公社につきましては、議員と職員で構成しておりますので、この土地開発公社で今後について検討をしております。

このことにつきましては、今定例会冒頭の提案説明でも申し上げておりますが、安倍政権は地方の創生を最大課題として取り組むとしております。また、阿部県政につきましても、人口減少時代に対する施策を行うとしておりますので、国・県の動向を素早くキャッチしました当村の取り組みを進めてまいらなければならないと捉えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 前向きな答弁をいただいたので、答弁は要りませんが、先程言われたとおり、16区画のうち13区画が契約と、それとあと今商談中があつて完全に残っているのが1区画ということで、私もこの問題やるについては、ここを視察してきたんですが、今、村長の言うとおりに、建築中も入れると、住んでいる方もいるということもわかっていますし、6区画が今やっております。いろいろな住宅メーカーの方が来て、私から見ると、競争してやるような勢いで一生懸命やっているなという感じは受けました。

そんなことで、人口増対策ということですので、先程村長申し上げたが、若い夫婦の方が

来て、そこで子供を授かって産んでいただくということになると、簡単に計算してみても、16区画が売れば、五、六十人の人口が増えるかなって私はそういう想像しているわけですが、これ手っ取り早く人口が増えるということがあるわけで、空き家対策もやっていますが、なかなか難しい問題が絡んでいて、それ程思ったよりは増えていないというふうに、私はこの間の報告を聞いていてもわかるわけです。

こういうことを先程前向きに検討と言っていたので、それ以上言う必要ないわけですが、こういうやはりどこの自治体も今は人口増対策、それから子供さんがいなければ保育園、小学校の運営についても、非常にこれは色々な問題が絡んでくるわけですので、例えば今回、16区画売れると、20人弱くらいかちょっとくらいの子供さんも増えてくると。そうすると、保育園、小学校、先程申し上げましたが、運営もいくということを考えますと、それは色々な予算的なこともあるし、相手の年の問題も色々難しい問題は絡んできますが、今後ともぜひこういうことを検討して、先程も申し上げているとおり、人口増対策、それから子供さんがもっと増えていただきたいと、こういうことを考えると、やはりこの問題は今後、先程村長が言われているけれども、いろいろ検討してやっていただきたいと、このように思うわけでありませう。

そんなことで、今回、前向きな答弁いただいたので、これ以上、私のほうから色々言うことはないものですから、以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由君の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（上條俊策君） 次に、1番、中村賢郎君。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 1番、中村賢郎でございます。

私は、今回、2件について村のお考えをお尋ねをしたいと思っております。

まず、1点目としましては、中央公民館の改修及び周辺の整備についてということでお尋ねをしたいと思っております。

まず、中央公民館講堂のアスベストの問題については、もう指摘を受けてから10年近くに

なろうとしております。この件については、2年前に一般質問で村の考え方を確認をさせていただきました。当時の回答としては、毎年検査を受けている中で、現時点では影響がないという認識が示されました。ただ、今後も現状のままでいいという判断ではなく、庁舎建設の過程の中で議論され、その中で一定の方向性が出るとの回答をいただきました。

そこで、今回改めて質問させていただきますのは、まず、中央公民館の周辺が新庁舎の候補地より除外をされたことにより、講堂の改修が単独で実施できる状況になったと思いますが、今後の予定等を含めてお考えをお聞きをいたします。

次に、中央公民館周辺の駐車場の整備についてお尋ねをいたします。

現状の駐車場は、雨や雪の降るときには、ぬかるみ等で状況がよくないことはご承知のことだと思います。この件も講堂と同様で、新庁舎の場所が確定するまでは手がかからない事業と判断をした中で、今まで強く要望しませんでしたけれども、現在、どのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

次に、長期にわたり閉店状況にあったレストランがようやくリニューアルオープンができる旨、先日、担当課長より報告がございました。過去のケースを見ても、大変厳しい状況の中、ぜひ継続をしていただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、村としては今後、指定管理者制の導入、また経営状況によっては管理委託料の支出等を考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） それでは、中村賢郎議員の1問目、中央公民館の改修及び周辺の整備についての中の中央公民館講堂改修の計画、それから駐車場の整備についてお答えをいたします。

まず、中央公民館講堂の天井裏にございますアスベストのことに触れられておりますので、参考までに現在の状況についてお話をさせていただきます。

この講堂のアスベストの濃度測定は、平成18年度から毎年1回行っております。その数値は法律で示す基準値よりかなり低い数値でございまして、測定を始めて9年間ほとんど変化はございません。このことは、アスベストの飛散はほとんどなく問題がないことと理解しております。

さて、そこで中村議員ご質問の中央公民館講堂の改修計画の件でございますが、今のところは具体的な計画に向けての取り組みを始めておりません。ただし、本年の7月に策定をいたしました朝日村第5次総合計画後期基本計画、これは本年度から平成30年度の5カ年ということでございますが、それに沿って具体的な取り組みがなされると理解をしております。

具体的には、この計画の中に安全な公共施設の整備と利活用という項目がございますが、その中に公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化など、計画的に行うと記載をされております。

したがって、この公共施設等総合整備計画を策定する過程の中で、この中央公民館の講堂の改修計画も議論がなされ、取り組まれるものと捉えております。

次に、中央公民館の駐車場の整備の件でございますが、現状は議員ご指摘の状況でございます。例年駐車場の管理につきましては、重機を使って整地を行っているのが現状でございます。確かに舗装等ができればよろしいんですが、雨水排水の処理の問題がございます。これは下流域への影響のことがございますので、簡単には舗装はできません。さらに、近年の雨の降り方は極端でございますので、かなりの雨量を想定した取り組みが必要と考えております。

いずれにしましても、中央公民館講堂の改修とこの駐車場の整備につきましては、朝日村第5次総合計画後期基本計画に沿って研究、検討がされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから中村賢郎議員の保健センター横のレストラン、喫茶スペースについてお答えをさせていただきます。

公民館周辺の公共施設の利用者の利便性を図るため、ことしの7月に改めて経営者の募集をさせていただいております。応募は6名ございまして、それぞれ提出いただきました事業計画書の内容審査、面接を行いまして、塩尻市洗馬に在住の中村厚志さん、33歳を新たな経営者として決定をいたしました。

現在、10月10日のオープンを目指しまして準備を進めているところでございます。営業日や営業時間など詳細につきましては、現在調整をしているところでございますけれども、定食、パスタ、デザート類、ドリンク等を提供していくものでございます。

そこで、議員ご質問の指定管理者制度の導入、それと管理委託料の支出についてござい

ますけれども、指定管理者制度につきましては、契約の相手側が個人のため、契約が不可能となっております。このため前回と同様、施設につきましては行政財産の無償貸与ということで契約をするものでございます。また、委託料の支払いにつきましても、募集時には提示をしておりませんので、現時点で支払いは考えておりません。ただし、過去の経営者のケースでは厳しい状況もございましたので、これからの本人の努力も踏まえ、そういった状況になった場合につきましては、村民の皆様のご意見をいただく中で委託料の支払い等につきまして検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） まず最初に、施設の関係から改めてお尋ねしますが、今の後期の総合計画の中でということで処理をしていきたいというような回答としては聞えるんですが、現実には、今、村内でもう今日も既に工事を2カ所ぐらいでやっていますし、またこれからも具体的に決めていかなければいけない事業もつかえているわけですし、恐らくそれを片づけてからということになると、今から普通に考えれば四、五日先になると、だからアスベストは今大丈夫なんだよと、もうずっと大丈夫なものなら、またこれは考えなんでもいいということになるわけですがけれども、それと駐車場も当然、不便かけているのは、ここへ来ている人たちの皆さんにかかっているわけだから、それは公共施設の駐車場としていかなものかというのは、やはり考えていかなければいけないと思うんですよ。

現実には、大分砂利が入っていると見えるんだよ。だから、当初のときに比べれば大分よくはなってきたけれども、砂利はどうしても重機がなければ、みんな動いていってしまうので、またすぐにもとへ戻るということになるんだろうけれども、これは私のほうでも、今すぐに例えば来年の予算でどうだとかっていうことを申し上げたいわけじゃなくて、四、五年の中のもうスケジュールの中に優先事項として組み込んでいく、そういう必要があるんじゃないかという質問なんですけど、もう一度そこだけお尋ねしたい。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

柳沢教育長。

〔教育長 柳沢正喜君登壇〕

○教育長（柳沢正喜君） ただいま中村議員からは、後期基本計画の中にこれ位置づけをして

いくという村の姿勢でございますので、その中にはきちんと入ってくることは事実でございます。それで、今までなぜ棚上げにしてあったかということは、やはり優先順位があって、庁舎、それから新保育園——統合保育園ですね、これに目鼻がついてきたところでということで、今回後期の基本計画にのせることができたというふうに理解しております。

従いまして、この5年間のうちには、それなりの計画という、もっと具体的な方向が議論をされてくるというふうに思っていますので、優先順位でいえば、やはりそれは村長の姿勢でございますので、じゃ、次はどこかということについては、またその計画をつくる段階でお示しができるかと思いますが、この5年間の間には、そういう方向づけがされるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 今の件は、最終的に5年間の中に組み入れて優先順位を上げると、具体的に記載をすると、要するに施設云々というだけでなく、このここだということや予定の中に組み込んでいくと、優先順位を上げるということでお返事をいただきましたので、一応、その件については、私どももそういうわけで2年、3年のうちには無理だと思っていますので、何とかその間に処理をしていただきたいと思います。

じゃ、ついだにと言っては大変恐縮なんですけど、レストランの件について、もう一点お尋ねをしたいと思いますが、指定管理委託料等については、現時点では考えていないと、今後の課題かもしれないということで、それから日数のこととか、オープンだとか、メニューだとか、これは細かいことですので、いいんですが、細かいついでに一つだけ確認をしておきたいんですが、ご案内のとおり、ここは全館とも禁煙ということでなっております。当然、レストランも禁煙と、こういう前提だろうと思います。

しかるにじゃここへ来る方々、どういう人たちが来るかということで考えたときに、お金を払ってきていただくお客さんが来るわけですね。その人たちの中にも、大勢じゃないかもしれないけれども、喫煙愛好家という人は当然いらっしゃる。じゃ、その人たちは屋外から行って吸えというふうには解釈で進めているのか、それだけ確認したい。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） このレストラン、喫茶スペースにつきましては、前回の経営者の方のときも外に喫煙所を設けさせていただいて、そこで喫煙ということでやらさせていただいております。今回も同様に外の喫煙場所で喫煙をしていただくように、今、考えております。

現在、保健センターの前に、今、喫煙所ということでプレハブの建物ございますけれども、これにつきましては、今回、保健センターの前ということもございまして、あそこにつきましては、ちょっとお子さんだとか、妊婦の方も見えるということで、現在、公民館の敷地内にごございます旧農産加工所の一角のほうへ移させていただくような予定にしておりますので、ここもレストランに来ていただく喫煙者の方につきましても、そちらのほうへ行っていただいて喫煙していただくといった形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 余りごたごた言いたくなかったんだけど、そういうふうにくたので、今ある現在の喫煙所も作ったときも、現実にはそういう話があって、要するにお客さん達どうするんだと。公民館のあっちの喫煙所まで行ってくださいよということと言えるのかという中で、あそこに行っているわけ。今度は向こうへ行けということでしょう、向こうの木の方へ行けということでしょう。

雨の日も雪の日もあるわけだよ、そういうときにお客さん、あそこですよって、普通の商売を俺やるぞという感覚の人だとそうは考えないと思うんだな。だから、今のあるスペースの中で、例えばもっと道端へ移しちゃうとか、いろいろ方法はあるんだろうけれども、それを考えると思うんだな。だけれども、これからレストランがどういう形態で、どういうものを主体で、どういうお客さんをターゲットにしているかというのは、まだ見えていないので、何とも言えませんよ。だけれども、現実にはそうあって普通は考えるだろうと。あっち行ってくださってという手はないような気がするんだね。まあ、検討してください。

以上の件、終わります。

○議長（上條俊策君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 次に、2番目として、信号機の設置についてということで、松ノ木橋交差点に信号機が設置できないかお聞きをします。

この件については、7月に開かれました鉢盛中学校PTA主催の西洗馬支部懇談会に出席した折、保護者からの意見として出されたものでございます。西洗馬地区の生徒のほとんどが通学路として利用している交差点がかなり危険ではという意見でした。そこで、現状の確認、それから過去の事例等調査をし、村の考えを公の場で確認するということを伝えておきました。

そこで、次の事項についてお尋ねをします。

まず、過去に松ノ木橋への信号機設置の要望があったかどうか。もしあったとしたら、その経緯と結果についてお尋ねをします。

次に、手元の資料によれば、交通量の少ないところに設置することは非常に困難となっておりますが、松ノ木橋の交差点は通学路となっており、その意味でより安全を確保するため必要と思いますが、お聞きをしたいと思います。

3番として、仮に信号機設置が難しい場合、現状より安全性を高める工夫があれば、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、ただいまの中村議員の信号機の設置についてでございます。

松ノ木橋の鎖川左岸の小野沢幹1号線と西洗馬幹1号線交差点につきましては、これまでも3件の人身事故を含む6件の事故が発生しております。このことから、信号機の設置について、地域の皆様、それから交通安全朝日支部からも要望がございます。また、中学生の通学路としての通行もあることから、村としても管轄の塩尻警察署を通じ、信号機の設置の要望を行っているところでございます。しかし、議員もご承知のとおり、他市町村の危険箇所と比べ交通量が少ないこと、事故件数も少ないことから設置がされていない状況でございます。そこで、これまでに電光表示やドットラインの設置、また路面に凹凸をつけ、振動や音による警戒表示の整備を行ってきたところでございます。

今後につきましても、引き続き信号機の設置要望を行うとともに、住民の皆様には危険箇

所である認識の啓発を含め、警察及び交通安全協会の朝日支部と連携をとりながら、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） そうすると、現状も要望中という解釈でいいということですか。要望が継続しているということ、それとも、もう一回上げて終わったという、継続しているという解釈でいい。

今、課長もちょっと言い出されましたけれども、人身事故が21年から26年の8月の後半までであそこで3件起こっていると。それから、物損と言われる——物件というふうには今はいっているようですが、物件事故という扱いの中でも、あそこで3件、25年に発生をしている。24年にも1件発生して、そのうち1件については出会い頭じゃないけれども、あとは全部出会い頭というふうに記録上は残っております。出会い頭って、あんなもの信号さえあれば、ほとんど起こらない事故だろうと。

朝日の中でも、事故が重なっている場所というのは、後でこのデータで21年以降しかございませんが、見てみた中で見ると、鉢盛の中学校が人身が2件起こっているぐらいで、あとは同じ番地で事故が起こっていないんですね。それだけで、あそこが松ノ木の場合は、特別に危険かどうかという話になると、例えば塩尻警察署の管内ではもっとたくさん事故が起こっているところありますよと、だから、こっちのほうが優先順位は高いんですよということとで止まっているんだという解釈になるんだけれども、そうなると、さっき申し上げたとおり、今、交差点に電光板がついて、止まれるほうにはついてはいますけれども、もっとこちらは付けられるもの、例えば信号は1カ所つければ2,000万とかって言われているようですが、費用もそんなにかからずに、もう少し安全性を高める工夫というのは、もう現状ではないと、こういうことですか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの中村議員のご質問の中で、電光掲示板の表示等もありましたけれども、電光掲示板につきましては、塩尻署を通じてつけていただいているという経過になります。そのほかについては、ドットライン、また凹凸については村の施行と

いうことで整備をしてくれているところでございます。

ですので、今後、また警察のほう、また村のどちらで整備をしていくか、それぞれの内容、また変わってくるかと思しますので、効果的な表示なり整備については、また塩尻警察署、交通安全朝日支部とも検討させていただきまして進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 事故の内容としては、そういうわけで出会い頭ばかりになっていますが、歩行者を巻き込んだ事故がなかったのだけが幸運だったといえ、幸運だったと思いませんし、確かに歩行者の横断している時間帯というのも下校時、登校時ぐらいしかほとんど人が歩いているところではないので、そういうところで調べたときに、結果は確かに要らないよという判断になりやすい場所だろうと思うけれども、ただ、現実には事故はそうやって起きて、あそこを走っている人はよくわかっていると思うけれども、橋から直接道へ出るのも、見通しが悪い、見にくいという、昔からそういう性格はあそこは持っていたんで、できるだけ信号は要望すると、それ以外のことについては、やれる範囲で極力改善をしてほしいというをお願いして、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで中村賢郎君の一般質問は終わりました。

◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 次に、2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は、今回、3項目について質問をいたします。

まず最初に、豪雨による土砂災害に対する備えということでもあります。これにつきまして、先程来、何人かの議員から質問がありましたが、私の立場から何点か質問をさせていただくということでございます。

まず、最初にちょっと読ませていただきますが、今、日本列島では猛烈な雨による災害が

頻発しております。今年の7月には、南木曾町で土石流災害が発生して1人が死亡しました。また、8月20日には広島市で大規模土砂災害が発生して74人の死者を出しております。いずれも狭い地域で短時間に大量の雨が降ったということでございます。広島県が設置しております雨量計では、午前2時から2時間で200ミリを越す降水が観測されたということであります。このことが要因となっているわけでありますが、それに加えて、避難勧告の遅れも指摘されています。

鉢盛山と鎖川を有する朝日村におきましても、こうした猛烈な雨——過去に経験したことのないような豪雨による土砂災害が起り得ることが考えられるわけであります。こうした災害に対する村の危機管理体制について、避難情報として避難準備情報、避難勧告、避難指示をどういった基準、ガイドラインで発令するのかお聞きしたいと。これにつきましては、先程来、色々と答弁があつてわかっているわけなんです。

また、災害に強い地域づくりとしまして、行政が作成したハザードマップに地域独自の防災マップを作って、危険箇所を把握しておくことが重要だと言われております。また県では、住民主導型警戒避難体制の構築を目指して啓発に努めていくということをおっしゃっております。こうした取り組みに対して村の考え方をお聞きしたいということでもあります。

避難勧告指示についての基準、ガイドラインにつきましては、先程来、お聞きしましたので、それ以外について考えをお聞きしたいということをお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、武田議員の豪雨による土砂災害に対する備えについてというご質問でございます。

避難情報の関係につきましては、先程からお答えさせていただいておりますので、ここでは若干発令の方法について答弁させていただきたいと思っております。

避難準備情報、避難勧告、避難指示の避難情報の発令方法でございますけれども、現在は村の防災無線公式ホームページからの情報配信に加えて、携帯電話事業者3者が運用しております緊急速報メールでの配信、それと放送事業者など情報伝達事業者へ情報を提供しまして、テレビから周知することとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地域独自のマップ作りと住民主導型の警戒避難体制の構築についてでございますけれども、この住民主導型警戒避難体制につきましては、先程塩原正由議員の質問でも

お答えしましたとおり、自然災害に対しましては、各自が自らの判断で避難行動をとることが原則となっております。地域の状況を知っていただきまして、有事の際、どのような行動をとるかなどにつきまして、あらかじめ確認、認識することが必要となっております。

今後は、機会あるごとに県が推進します住民主導型警戒避難体制の説明、それと周知に努めてまいりたいと考えております。

また、ご質問の地域独自のマップ作りということでございますけれども、県では今年度からこの住民主導型警戒避難体制の中に地区防災マップ作成支援というものを組み入れて推進をしてございます。今年度は、長和町がモデル地区として取り組みがされているようですので、今後はこの地区の防災マップの作成の手順、それと普及啓発のほか、そういった取り組みに対する行政の支援体制というものを整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 昨年から今年にかけて、幾つかの大きい土砂災害があったわけですが、昨年は伊豆大島の土石流が発生しました。このときには避難勧告が発表されなかったということで、39人の死者と行方不明者を出したということであります。また、8月に南木曾町の土石流災害で1人が亡くなっているわけであります。さらに8月20日の未明、広島市の土石流災害では74人の亡くなった方を出したと。いずれにしましても、避難勧告のおくれが指摘されております。

条件が夜間だったという、そういう悪条件が重なったということはあるけれども、事前に台風状況とか、大雨情報というものがあったわけであります。そういったことに対する行政というか、そっちのほうの対応が非常におくれたと。それで深夜に避難勧告を出すということが非常に難しい状況だったということでもあります。

そういった夜間にそういう大雨で土砂災害が発生したときに、どういった対応をとられるかということについて、お考えをお聞きしたいということでもあります。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 現在、村の職員体制でございますけれども、大雨注意報が気象台から発せられた時点で担当者が本部といたしますか、役場のほうへ詰めるようになっております。また、その後、気象台の発表が大雨注意報から大雨警報に変わった場合は、各担当課長、あと総務の担当課長と産業振興課の関係の職員が集まるような形になっております。

夜間につきましても、警報等が発令されれば、職員が役場のほうへ参りまして、そういった体制を整えるようになっておりますので、夜間であっても警報を出すような状況になれば、出すような体制で役場のほうは組織体制を整えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） わかりました。やはり夜間に避難勧告、避難指示を出すということが非常に難しいと、2次災害というか、そういったことも含めると難しいということで、広島の場合には、非常な混乱があったようであります。

そうした場合に、大雨注意予報が出ていれば、夜間になる前に準備放送というか、住民にそういったような形で知らせていくと。そして、夜間でも避難勧告が出る可能性もあるよという、そういったことが必要ではないかという、そういうあれもあるんですね。

だから、どうしても突然夜間に避難勧告といっても非常に難しいと。特に広島の場合には、消防局のほうへ色々な情報が入った。しかし、なかなか避難勧告は出ないという状況がある。最終的には避難勧告が出たんですが、そうした場合に、避難所の開設というのがそれに伴わなかった。避難して行ってみたら、鍵がかかっている入れなかったというような事態もあったというふうに言われております。

そういったことで、やはり早目に色々な準備をしていくということが非常に大事じゃないかというふうに、広島の場合見てそういうふうを感じるんですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 豪雨災害の避難する場所につきましては、避難場所

と避難所とございます。豪雨災害のときに、まず避難していただくのは避難場所ということでございまして、いわゆる命を守るために場所を移動するというので、そこが仮に施設であって鍵が開かなくても、そこは安全な場所だということで、安全な場所へ一旦避難をしていただくというのが避難場所でございますので、まずそういった状況になった場合は、施設に鍵がかかっているけれども、安全な場所ということで、そこへ移動していただくということになります。

また、今回の国のガイドラインでは、避難場所への避難だけではなくて、自分の身を安全にするには知り合いの家とか、そういった安全な場所でも避難ができれば、そちらのほうへも避難してほしいということになっておりますので、そういった形で避難をしていただくようをお願いをしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、避難場所ということなんですが、避難施設、避難地については朝日村の場合には、各地域、区で指定をしてありますね。避難施設については、村のほうで指定をされております。それで、先程施設については9施設、それから要支援の2施設、これを村のほうで指定してあるということなんですが、4月に災害対策基本法が改正されて、この指定避難所なんですが、土砂災害、水害などの地震以外の災害に関しては、耐震基準を満たしていない建物であっても、避難所に指定できるというふうに変ってきていると思いますが、そうした場合に地区の集会所というようなことも考えられるじゃないかと。なるべくお年寄りの場合は、近くの施設へ、場所へ避難するというのが最も安全じゃないかと、特に夜なんかそうだと思いますけれども、そういったことについて、この指定避難場所をさらに増やしていくということが考えられるのかどうか、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） ただいま、現在、地域防災計画の見直しをしております。ちょっと先程三村議員のご質問に答えさせていただいたときも、現在、災害別に避難所というものはもう一回どういったところがいいのかということで見直しをしております。

先程武田議員から、各集会所を避難施設というお話があったわけですが、やはり各集会所になりますと、土砂警戒区域の中に入っている施設も出てきます。そういったところが土砂災害のために避難しなければいけない施設がそういったエリアにあるものもいがかかということがございますので、そういったことが今現在、そういった場所は除いて、村の収容施設を避難施設ということで設定をさせていただいておりますので、これにつきましても、現在見直しはしてございますけれども、土砂災害のときの避難所として集会所というのは、ちょっと今のところ考えておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 集会所については、今後また検討する余地もあるようなお話でした。

それで、実は土砂災害に対する住民の防災意識というか、そういったものを高めていく必要があるんじゃないかということをおっしゃっております。そういった意味で、この防災マップ、今あるものについても、地震対策から洪水とか土砂災害の内容に変わってきているんですね。

そういった意味で、毎年9月に行われております地震総合防災訓練ですが、それについてもやはり設定を変えていく必要もあるんじゃないかと。それは地域によっては、また違うと思いますけれども、毎年、想定が震度6強の地震が起こったということで、家屋の倒壊とか土砂災害とか、そういったことを想定した訓練になっておるわけなんです。それを洪水とか、あるいは土砂災害のような災害に対する訓練ということも、私は必要じゃないかというふうに思うわけなんです。

と申しますのは、朝日村の戦後の状況を見ますと、鎖川が氾濫して家屋が流出した、あるいは耕地が流された、これは昭和20年頃のあれなんです。昭和58年にはやはり堤防が決壊したという、そういう洪水の災害が起こっておるわけなんです。豪雨災害というか経験したことのないような豪雨ということが起これば、恐らく鎖川もしっかりと護岸の整備がされておりますから、そんなことは起こらないというふうに思うんですけれども、最近の状況を見ますと、想定を超えた被害が出ているということもありますので、そこら辺のところのやはり防災訓練というものも見て、見直していく必要もあるんじゃないかというふうに思うわけなんです。

それともう一つ、防災意識を高めるということで、講演会というか防災に関係する異常気象の気象台の職員の講演会とか、そういったようなことについても、やはりこれはどこで村

主催でやるのか、公民館主催でやるのかわかりませんが、そういった住民の防災意識を高めるためのそういう講演会も必要じゃないかというふうに思うわけなんです、そこら辺のところ。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 武田議員の土砂災害等の防災訓練ということだと思いますけれども、これにつきましては、先ほど来から申し上げているとおりでございます、6月に9月の地震総合防災訓練とは別に、それぞれ土砂災害の危険区域等を有している地区を対象に訓練は行ってございます。

これまでも、区では西洗馬区を除く全部の区で行っておりますし、地区におきましては、三ヶ組、本郷、本年度は上組で実施をしてございます。また、入二区につきましては、地震総合防災訓練のときにも、さらに同様の訓練を今年度行っております。その中では、やはり避難訓練のほか松本建設事務所、それと松本砂防事務所から講師を招きまして、土砂災害の発生状況だとか、発生のメカニズム、それと深層崩壊の同様の講習をその都度行って、住民のほうに周知をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

○2番（武田栄市君） いいです。

○議長（上條俊策君） よろしいですか。

武田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2問目ですが、農業用のため池の耐震調査についてということであります。

東日本大震災で農業用ダムが決壊——これは福島県の須賀川市の藤沼ダムが決壊したということで、これは当時、東日本大震災、それから原発事故等で余り大きくは扱われなかったんですが、非常に大きな災害であったと。150万トンの水が一挙に流れ出した。25メートルのプールでいえば、4,200杯ぐらいの水が流れ出たということであります。死者が8人だけ、行方不明が1人というふうなことで、非常に大きな災害であったわけであります。

そうしたことから、農林水産省は2013年度から規模が大きくて周囲の人家に被害が出る

可能性がある農業用ダムやため池について、目視による一斉点検を自治体に求めておるとい
うようであります。これを2年かけて点検をするということであります。

朝日村にも、何カ所か古見の芦ノ池など農業用のため池があります。既にこの調査が済ん
でいれば、耐震等どのような状況かをお聞きしたいということであります。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、武田議員のご質問の農業用ため池の耐震調査につ
いてでございます。

まず、ため池の一斉点検につきましては、武田議員ご質問のとおり、平成25年度国からの
通知によりまして一斉点検を行っております。点検では、朝日村では9つのため池が点検の
対象とされまして、ため池の規模によりまして5つの池が県、4つの池が村で行いまして、
それぞれ専門業者と職員で点検を行っております。

点検の結果としましては、9つの池全てで被害発生度は低い判定となっておりますが、底
樋の内部から漏水のあるため池もあるという結果もあったことから、現在、県とともに改修
の事業検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問ありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 1カ所について、漏水等のおそれがあるということのようですが、例
えばそういった場合、補修事業がどこになるのかということをお聞きしたいということであ
ります。多分相当の金がかかる。地域や区で持つということは非常に大きな負担になるとい
うことが考えられますので、そういった場合に、お金が県から出るのかどうかということに
ついてお聞きしたい。

それから、今場所ですね、どこの池かということがわかれば、お聞きしたいというこ
とですね。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの武田議員のご質問ですけれども、まず補修事業を

行った場合ですが、先ほども答弁させていただきましたが、現在、県と事業の検討を行っているところでございまして、まずは補助事業が入れられるかどうかということで検討しております。事業主体につきましては、まずは管理をしている池の管理者が事業主体になるかと思っております。その補助事業の補助の割合によっては、それぞれの管理の部分でどの程度の負担になるかは、その事業によってまた変わってくるかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

また、漏水のある池についてですけれども、これについては、管理している管理者のほうにはお知らせをしていきたいと思っておりますので、この場では、住民の不安をあおってしまってもいけませんので、控えさせていただくということでお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 多額の費用がかかるということが予想されるわけですので、ぜひ地元の負担が少なくなるような補助事業の形をお願いしたいということでお願いしたいと思っております。

いずれにしましても、決壊ということになれば、非常に大きな形になると思っております。亡くなる方ということも万が一には考えられるかもしれません。そういったことで、ぜひ補修がよい補助事業を得てできるようにお願いしたいということで、この質問はこれで終わります。

○議長（上條俊策君） 武田議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 3問目ではありますが、道路環境の整備についてということで、2つのことをまとめました。

1つなのですが、街灯のLED化についてということであります。

平成22年度の事業でフラワーロードの街灯48基と基幹道路、県道ですが、88基が省エネタイプのLEDに切りかえられました。これによって、道路が非常に明るくなって防犯、交通安全等に大きな効果を発揮しております。今後、県道以外集落内の街灯も順次LED化することができないかということをお聞きしたいと思っております。

2番目、村道の改修についてであります。県道の記念碑から旭ヶ丘団地に通ずる道路の一部分が大きくくぼんでおります。車の走行が不安定になる危険を感じているという状況が

ありますが、交通量もあり、またスピードの出るところでもある。交通安全の面からも改修ができないか、お聞きをしたいということでもあります。

これ、何年前になるかわかりませんが、上組ファームポンドへの配管をやったときに掘り返したということでそういった、そのときに十分な埋め戻しができなかった上に舗装したということで、こういう状況になっているんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺のところを改修工事、できれば全体にやってもらえばいいんですが、その部分だけでも改修していただいて、安全な車の走行ができるようお願いしたいということでもあります、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの武田議員の道路環境の整備についてでございますが、まず、街灯のLED化でございますが、議員ご質問のとおり、平成21年度事業として、平成22年に県道や村道の幹線道路を初め、村内全域を対象に更新を行っております。この際、区長会、地区長会を通じまして、地区ごとに街灯の更新について要望をいただきまして、その要望をもとに村内の全街灯の確認を地区長さんも立ち会っていただきながら確認をしております。そして、必要に応じた場所への設置に取り組んだ経過がございます。

このことから、集落内の街灯整備につきましては、既にもう調整がされていると考えておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、県道新田松本線の上古見の記念碑交差点から旭ヶ丘団地の村道古見20号線についてでございますが、この道路の状況につきましては、議員ご指摘のとおり、ファームポンドへの管の埋設等もございまして、一部路面の亀裂、またくぼみ等の確認をしております。現在、村では、昨年度行った下洗馬集落内の西洗馬43号線や本年度実施の大石原地区内の針尾19号線などの集落内道路を優先に整備を行っておりますことから、古見20号線の改修計画には至っていないのが現状でございます。

今後も道路点検を行いながら応急的な対応も図り、道路維持に努めてまいりたいと考えておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 武田議員、どうぞ。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君）　お願いします。

順次やっていただけるということで、これは以前もそういうお話をお聞きしてきているわけなんです、あそこへ行って見ていただければ、これちょっと危険だなということをもた感じていただけるんじゃないかというふうに思いますので、その辺のところをぜひ改修をなるべく早くやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、LED化ですが、確かに私、集落内はまだ暗い場所というか、今の白熱灯というか、あれではちょっと暗いと感じるところも各地域にあるんじゃないかというふうに思います。いずれにしても大きい金がかかりますが、全部ってそれはとても無理ですが、今以上にそういった場所を見ていただいて、そういった場所について、今後、LED化をぜひ考えていっていただきたいということをお願いしたいということでもあります。

そんなことをお願いしながら、私の質問を以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君）　これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

14時55分から再開しますので、お願いいたします。

休憩　午後　2時39分

再開　午後　2時55分

○議長（上條俊策君）　再開します。

◇　塩　原　龍　三　君

○議長（上條俊策君）　次に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番　塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君）　通告書の中にちょっと数字が違っていますので、訂正してもらいたいですか、通告書本文、下から3行目、中央に「3個」とありますが、「5個」に直してく

ださい。

3番、塩原龍三です。

私は、中学生通学路の街灯を適正間隔にという内容で質問をいたします。

7月14日、古見区集落センターで鉢盛中学校PTA主催の中学校教師、保護者、地区役員、区長、議員による支部懇談会が開催されました。その2日後に支部懇談会の席で発言できなかったと言って、私のところに意見が寄せられました。内容は、中学生の息子さんが冬の間、美術館手前の屋内ゲートボール場で、中学校野球部の夜間練習をした後、上古見、芦之久保、下古見、大原桜台と自転車で帰ってくる。息子さんは、下古見から大原桜台の街灯の間隔が長いところがあり、暗くて怖いと訴える。何とかしてほしいということでした。

そこで、私は下古見のバス回転所から大原桜台までの街灯の照明状況を調べてみました。結果は、下古見と大原桜台の間に5個の街灯が点灯していますが、各々の街灯の間隔がかなり長いために、街灯と街灯の間が真っ暗い状態でした。街灯の数を増やすなり、街灯の器具を検討するなりして、路面の明るさを均等に近づけるよう対策をとと思います。いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの塩原議員のご質問の街灯の適正間隔配置化についてでございますが、まず、村道古見幹線1号線の街灯につきましては、議員ご指摘のとおり、各々の街灯の間隔が長い場所もあることは確認をしております。

先程武田議員のご質問の際に答弁で申し上げましたとおり、平成21年度に実施しました事業によりまして、地区への要望を確認し、必要に応じた場所への設置を行った経過がございます。この際にこのルートにつきましては、地元の地区長さんの方、立ち会いまして実施をするということで実施をした場所がございますので、お願いをしたいと思います。

今後につきましては、地域の状況を把握しまして、現状に応じた判断をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、街灯の整備につきましては、県道の新田バスパスへの要望がある中で、県への設置要望を引き続き行くと共に、村単での整備を進めておりますが、畑の耕作者への支障が懸念されることもあるため、それも含めて引き続き設置場所の確定を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 満足な回答がいただけましたので、これで終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 操 君

○議長（上條俊策君） 次に、5番、塩原 操君。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操です。

それでは、鳥獣被害防止対策による電柵の設置とその検証等について。

1つ、電柵設置の進捗状況等について。

2つ、電柵の維持管理等について。

それから、3つ、その検証等について。

この1、2、3件についてお伺いをいたします。

以上。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、塩原議員のご質問の鳥獣被害防止に対する電柵の設置、その検証について答弁させていただきます。

初めに、電気柵設置の状況についてでございますが、議員ご承知のとおり、鳥獣被害総合対策事業として、平成21年度から取り組み、要望のあった地区から順次防止柵の設置を行っております。これまでの実施総延長は1万5,158メートル、約15キロで、針尾、小野沢、西洗馬の全てと古見、入二の一部が完了し、実施率は68.7%でございます。

次に、現在の維持管理についてでございますが、これに係わる費用は草刈りなど除草費用と、電気代については区、または地区の負担となっております。柵の修繕につきましては、

鳥獣被害防止対策協議会の負担としてございます。

設置された地区の管理状況は、西洗馬、小野沢、入二が各該当地区の管理となっております。古見、針尾は区が主体となり、管理が行われている状況でございます。

次に、検証についてでございますが、これまでに実施した地域について見ますと、熊、イノシシの被害は減少したと考えております。猿についても、被害は減少しているものの、柵を挟む木の重なる箇所を侵入路とした行き来により、被害が発生していることも確認しております。

この対応につきましては、森林所有者の理解の下、影響範囲の樹木の伐採等が効果的であり、被害地域におかれましては、森林所有者を交えた検討をお願いしたいと思います。また、今後は柵の設置を行う箇所につきましては、森林所有者の理解が必要と考えております。

最近、各地で熊出没と人身事故の報道がある中、当村では効果が表れていると感じておりますが、地域の皆さんの取り組みが鳥獣被害の減少につながるものと考えておりますので、引き続き被害防止の取り組みについてご協力をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 今、答弁されましたように、熊とかイノシシにおいては、設置されたところは大変効果が上がっていることが確認できるということを言われました。現在、68.7%の進捗状況、大変と思われませんが、設置計画の完了に向かって頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 2番の議員の方、それから10番、7番の議員方、危機管理のあり方について質問をされました。これでもかというくらいの繰り返しの部分もあるんじゃないかと思えますんですけども、人命と大切な財産に関することなので、どんなに口を酸っぱく、また繰り返しても大変重要なことですので、身を引き締めてお聞きいただけたらと思います。

これについては、先程も言いましたように3氏の議員の方が質問をされまして、あるいは

答弁いただく課長にも非常に気持ちのこもった形で答弁をいただきました。しかし、再三繰り返して、この危機管理の再構築というような命題の中で質問をさせていただきます。

さて、9月1日付の市民タイムスで鉢盛山登山口の入り口で崩落が起こったと、こういう記事が掲載されました。これは林道ロゲートから7キロくらい入った小滝沢での土砂崩れです。地勢学的に見ても豪雨等により、どこの箇所でも起き得ることかと思えます。当然、住宅の裏山が崩壊というようなことも想定されるのが現実ではないかとさえ思われます。

現在、当村では79カ所が土砂災害警戒地域として指定されておりますが、警戒区域以外でもよく想定外という言葉が使われますが、当村においても、常にその災害の危険と紙一重の箇所が大分あるのではないかと。私の生活実感といいますか、いわゆるマップに載っていない場所でも、私はもうあと2年ばかりで80なんですが、下古見、たまたまアイリス古見という場所の近くに粗末なお墓があるんですが、その辺の豪雨の際の出水状況等から、これはだめだ、危ないな、こういう状況を体感しているのは、やはり塩原 操じゃないかなと思えます。

これは一例でございますが、そういう箇所がたくさんあるのではないかと。具体的には朝日村防災マップの見直し、見直しというのは私が今、言いましたような場所もひっくるめた形です。

2つとして、防災訓練、またその検証と問題点を今後、生かして防災訓練を年々充実させているのではないかとと思われるところであります。

1、2、3につき、お伺いをいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の危機管理の再構築についてということでございますけれども、まず最初に防災マップの見直しでございます。現在の朝日村防災マップに掲載されております土砂災害警戒区域、それと特別警戒区域、合わせて79カ所でございますけれども、これにつきましては、土砂災害防止法に基づく区域となっておりまして、同法に基づく定義によりまして県が調査を行い、村民への説明会を経て平成17年12月に県が指定したものでございまして、現時点で見直す予定はないようでございますので、お願いをしたいと思います。

ただし、議員おっしゃられますように、土砂災害区域と特別区域以外の場所でも土砂災害は発生する危険性はあります。避難の必要性につきまして、改めて村民の皆様様に周知、啓発

をしてまいりたいと考えております。

また、県の林務担当部局、また国の松本砂防事務所でございますけれども、そちらでは山腹崩壊等の危険性のある箇所を産地災害危険地区などとして把握している部分があるようでございますので、今後、場所の確認を行い、人的被害が想定される該当箇所があるようでしたら、防災マップのほうへ掲載をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、防災訓練につきましては、本日、三村議員のご質問にお答えしたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、検証、問題点と今後の改善、もしくは対策ということでございますけれども、9月の地震総合防災訓練の検証につきましては、訓練終了後、区の防災会ごとに反省会をしていただいております。また、この9月下旬には各防災会長、消防団を交えた反省会を行いまして、各防災会で出た反省点、そういったものを情報共有する中で、次の防災訓練への課題、改善点を検討しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 今日、想定外はちょっと言い過ぎだな、当たり前といいますか、いろいろなことにおきましても、予測できないことがいろいろな災害に限らず起こっておりますが、困ったことであります。災害においては、何かもう仕方がないでは済まされない。命と財産の保全がかかっております。公助、共助、自助が大変重要であることは言うまでもありません。この中で防災におきましては、先ほど来強調されていることは、いわゆる住民主体の防災に対する対応、こういうことが強く叫ばれ、また認識されてきているところでございます。

そういった中で、いま一つ物すごく大切なことは、幸いにして朝日村は人命とか、そういうような災害に対しては、よそに比べまして比較的少ない、そういう中で何といいますか、つい考え方といいますか、対応、またそれに対する姿勢も甘くなってきたかと思われまますが、先ほど言いましたように、私が2年、3年と経験した中で、防災訓練のあり方が変わってきた。村民の皆さんのリーダー、村長の姿勢かもしれないけれども、この点では私、大分評価といいますか、感謝しているところでございますが、なのか、非常に取り組み方が真

剣になってきた。現場感覚で、やはり自分たちのことは自分たちで対応していかなければ、どうしようもねえんだ。やはりシステムはそういうようなものが整っていても、役場サイドで大きな混乱が出ちゃって、そんなシステムの中でそれは大事なことでありますけれども、実際対応するのは古見なら古見の地区だと思うんですね。

状況というのは、その地区の方々が一番知っております。そういう中で、現場感覚に基づいたいわゆる訓練、これを何回も繰り返して、そうするとおのずから何か災害は、これは私は土砂災害とか、そういうような形の中で言っているわけですが、これから色々な形で何が起こるかもしれない。そういうときの対応の仕方が違ってくるかと思えます。

訓練を今、本当に真剣にやっておられるわけですが、繰り返し訓練を重ねていく。そして、初めて体に身がつくことかと思えます。

長い間、御清聴ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 認知症の方が安心して暮らしていける村。

国によりますと、認知症の患者数が高齢化の進行と共に増え続けており、2015年には345万人に上ると推計されています。これは65歳以上の10.2%、高齢者の10人に1人が認知症になるということでございます。

さて、認知症とは。

2つ、認知症の現状、もしくは現況等について。

それから、一応3問目として、取り組みのほうも詳しく具体的に伺いたいわけですが、何か11月頃には認知症に対するケアをする指導していただく方の養成等もひっくるめたような形で養成されているということで、これからのシステム的な認知症の構築については次回に譲りたいと思えます。そんなようなことで、ひとつお答えいただければと思えます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村課長。

〔住民福祉課長 中村美代子君登壇〕

○住民福祉課長（中村美代子君） 認知症という呼び方は、2004年、厚生労働省から行政用

語としてこの言葉が使われるようになったと聞いております。正常に発達した知能が脳の何らかの後天的な障害により正常なレベル以下に低下した状態を示す症状として定義されております。この状態を引き起こす病気としては、一般的にはアルツハイマー病、脳血管性認知症などがよく知られております。

平成25年度の朝日村の介護認定を受けている方196名のうち、身体的な重複もございますが、104名、約半数以上の方が認知症の症状が認められるという認定結果となっております。また、昨年の新規の介護認定者46名のうち、主な認定要因が認知症の方は20名でした。高齢化が進めば進むほど認知症の発症率は高くなると言われております。村は今年も介護認定を受けていない高齢者の方々、要するに元気だと言われていた高齢者の方々に生活実態調査を行いました。その結果では、このままいけば高齢者の約3割が認知症の疑い、あるいは予備群になっていると推定されました。

取り組みですが、予防という観点では、まず健康な体づくりからです。村の行っているアポプレキシー対策事業は、認知症予防の第一歩です。若いときからのしなやかな血管づくり、生活習慣病予防は体だけでなく脳の健康づくりを目指すものです。さらに、高齢者向けに体操教室、脳活性化教室、サロンなどの介護予防のための施策を行っておりますが、実は高齢者自身のやる気、前向きな気持ち、いつまでも活動的であることが一番の予防対策と言われております。これからもこの点を働きかけていきたいと思っております。

また、村では、塩原議員のおっしゃるように、認知症になっても安心して暮らしていける村づくりを進めていきたいと考えております。

医療と介護が連携した地域ケア会議を開催しておりますが、その中で先日、認知症ケア対策を協議いたしました。

まず、最初の方策として、認知症を正しく理解していただき、地域で見守り、支えていける環境をつくろうということになりました。身近に認知症の方がいないと中々その大変さや接し方がわからないものです。広く認知症を理解し、サポートできる方を広げていく活動として、厚生労働省が進めております、全国的に進めている運動でございますが、認知症キャラバン・メイト養成講座を朝日村では初めて11月から開催してまいります。最近の医療や介護分野で新たにわかった認知症のメカニズムを踏まえ、村民の方々に認知症ケアについて啓発してまいります。

先程特に認知症キャラバン・メイトの養成講座についてご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

認知症キャラバン・メイトでございますが、厚生労働省が全国的に作っている認知症を支援する応援者をたくさん作っていきこうという趣旨で行われております。

まず、その目的といたしましては、認知症に対して正しく理解し偏見を持たないこと。認知症の人や家族に対して温かい目で見守ること。近隣の認知症の人や家族に対して自分なりにできる簡単なことから実践する。地域でできることを探し、相互扶助、協力、連携、ネットワークをつくる。まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する。こういうことを期待して、この養成講座は開かれます。もちろん小学生から大人の方々、色々な方を対象にして、こういう活動を広めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 認知症の方が安心して暮らしていける村とは、とりもなおさずお互いさま、つまり相手の人格を尊重するという基本的な姿勢を持って、この事業自体の、あるいは患者さんも見ていかなければいけないと、今言ったように本当に3割の方が認知症になるのではないかという趨勢でございます。

私、馬鹿な頭と申しますか、無学なものですが、少し関心を持っておりまして、認知症については少し学んできましたが、最近、公の場において、あるいはお国のサイドにおきましても、これについて進められると。いわゆる認知症が認知されてきつつあるのではないか、きたんではないか。先般の新聞でアシックス、このアシックスという会社は、スポーツ関係のそういうものを販売と申しますか、市販というか、そういう会社でございますが、その会社で認知症について取り組む、いわゆる運動を主体とした中で、やはり自社の販売の活路をその中でも広めていきこうかというような意図のようなことでございます。

さて、現在、朝日村の60%が高齢者、そして、10人に1人が認知症になるという、これはお国の推定に基づいた数値でございますが、ということでございます。今後、認知症の方に対するサポート等をシステムのより優れた構築が必要になってくるのではないかと、推し進められてくるのではないかと申されます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時32分

平成26年第3回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成26年9月19日(金)午後1時30分開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第44号から議案第60号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 発議第4号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書について
- 第7 発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第8 発議第6号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書について
- 第9 議案提案説明
- 第10 発議第4号から発議第6号までの質疑、討論、採決
- 第11 議員派遣について
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	中村美代子君
生活環境課長	曾根克仁君	産業振興課長	上條靖尚君
会計課長	筒井貞子君	教育次長	林さとみ君

事務局職員出席者

議会事務局長 清沢光寿君

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） こんにちは。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 三 村 清 君

8番 斉 藤 勝 則 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会委員長、齊藤勝則君。

〔社会文教常任委員長 齊藤勝則君登壇〕

○社会文教常任委員長（齊藤勝則君） それでは、社会文教委員会、請願・陳情審査、委員長報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告をいたします。

委員会は9月16日に開催し、慎重審査の結果、請願第3号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書について、全員一致をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、平成13年度からの第7次定数改善が終了し、国の学級定数は35人に引き下げられましたが、予算編成の中で小学校1年生のみの実施で、国は少人数学習により子供たちの学力向上を大きな目標としていますが、子供たちの成長、教育効果を考えれば生活集団と学習集団が一致していることが望ましく、私たちの願いの実現と様々な問題が解決する上で、全学年の定員引き下げを実施して、一人一人に行き届いた心の通う教育が不可欠だと、こういうことをございます。次の世代を担う子供たちの健やかな成長のために、少人数学級の早期実現と教職員定数の大幅増をするという、こういう内容でありましたので、全員一致で採択となりました。

続きまして、陳情第2号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書については、全員一致をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、国からの補助金は一定の前進は見られるものの、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、いまだ多くの保護者、生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいということを願っています。そんな願いから就学支援金制度拡充、大幅経費経常費補助、施設設備の補助と、保護者負担の軽減のため、学納金の大幅な補助をお願いしたいという内容でございました。

続きまして、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、全員一致をもって継続審査となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、陳情提出者が特別の説明がなく、委員会で慎重に審議いたしましたが、軽度外傷性脳損傷について知識がまだまだ少なく、判断がつかないため、今後詳細な内容の把握に努め、検討を行う必要があるということで継続審査ということに

たしました。

以上、委員会の審査の報告を終わりたいと思います。

○議長（上條俊策君） 総務産業常任委員会委員長、高橋廣美君。

〔総務産業常任委員長 高橋廣美君登壇〕

○総務産業常任委員長（高橋廣美君） それでは、総務産業委員会、陳情・審査、委員長報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則95条の規定により報告いたします。

委員会は9月16日に開催し、慎重審査の結果、陳情第4号 「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」の提出と政府への働き掛けを求める陳情については、全員一致をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、これまで地域の農業・農村を維持し、また地域の重要なライフラインとしての役割を担っていた農協組合の存在を無視した政府の一方的な農業改革は地域にとって重大な影響を及ぼしかねない。もっと慎重な議論を十分に行うことが必要であるという意見が多く、全員一致をもっての採択となりました。

以上、報告をいたします。本会議での審議を賜り、採択をお願いいたします。

以上です。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

請願第3号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認め、陳情第3号を継続審査に付することにいたします。

次に、陳情第4号 「農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書」の提出と政府への働き掛けを求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第44号から議案第60号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、議案第44号から議案第60号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第44号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に議案第45号 朝日村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制

定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号 朝日村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成25年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は認定されました。

次に、議案第50号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は認定されました。

次に、議案第51号 平成25年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は認定されました。

次に、議案第52号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は認定されました。

次に、議案第53号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は認定されました。

次に、議案第54号 平成25年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は認定されました。

次に、議案第55号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は認定されました。

次に、議案第56号 平成26年度朝日村一般会計補正予算（第3号）についてを議題と
いたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成26年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成26年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成26年度朝日村簡易水道特別会計補整予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成26年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 発議第4号から発議第6号までの上程

○議長（上條俊策君） 日程第6、発議第4号から日程第8、発議第6号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） この際、お諮りいたします。

発議第4号から発議第6号までの議案提案説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号から発議第6号までについては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

◎発議第4号から発議第6号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第10、発議第4号から発議第6号までの発議について質疑、討論、採決を行います。

発議第4号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書についてを議題とします。

本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題とします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書についてを議題とします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（上條俊策君） 日程第11、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第12、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（上條俊策君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る9日に開会をされました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございます。議員の皆様におかれましては、11日間に及ぶ会期中、前年度決算審査を初め熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり認定、承認をいただき厚くお礼を申し上げます。

特に平成25年度の決算におきましては、おかげさまで議員の皆様を初め、村民の皆様のご協力及び役場職員の努力によりまして各種事業を実施する中で、引き続き財政の健全化を着実に進めることができました。

また、今期定例会におきまして議員の皆様からいただきました村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、今後、検討をさせていただき、懸案となっております事項につきまして精力的に取り組んでまいり所存でございます。

さて、今定例会開催前の去る6日の土曜日でございますが、既に報道されておるところでございますけれども、林道鉢盛山線小滝沢の奥土が、通称七曲がりの入り口付近で、県が発注いたしました工事現場で、重機によります作業中に山の上部が崩落をいたしました。重機が土砂で埋もれました。幸いにも人身事故にはなりませんでしたが、鉢盛登山につきましては急遽通行止めとし、県と協議を行う中で、崩落箇所の対応をお願いしたところでございます。これによりまして鉢盛登山は今シーズン入山禁止となりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、昨日一般質問の中でも申し上げましたが、新保育所建設に伴います現保育園の2園につきまして、おひさま保育園では西洗馬、小野沢区長に、あおぞら保育園は古見区長に、跡利用につきまして地元区民の皆様の意見を集約していただくよう、お願いをいたしました。議員の皆様を初め、関係村民の皆さんには、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊の採用につきまして、去る8月に7人の応募者がありまして、面接の結果、2人の採用を決定いたしました。そのうち、大阪豊中市の方は女性で、来る10月から、東京文京区の方は男性で、来る11月から、当朝日村で活動をしていただくこととなりました。都市生活者の若者が環境の異なるこの地で、斬新な感覚で村民の皆さんと交流が深まり、積極的に活動がされるよう、期待をするものでございます。

次に、健康センター内の喫茶店の再開につきまして、昨日の一般質問の中で、総務課長か

ら申し上げて、また、報道もされておりますが、同じく去る8月に6件の応募をいただき、プレゼンテーションの結果、塩尻市洗馬の中村厚志さんが営業することとなりました。ご本人は、今まで南松本の飲食店に勤められ、独立して営業したい希望に合いました。来る10月10日のオープンを目標に準備を進めております。料理、メニューにつきましては、定食、デザート、ドリンクを予定しております。村民の皆様にはご期待とご利用を願うところでございます。

次に、去る15日には敬老の日でございまして、今朝日村では今年度100歳を迎える方が1人おりまして、100歳以上の方はこれによりまして5人となります。村では敬老の日より一足早く11日の日に敬老訪問を100歳、いわゆる百寿の方及び88歳、米寿の方のお宅へ伺わせていただきました。今年度米寿の該当者は35人でございました。いつまでもお元気で日々お過ごしになられますようお願いいたします。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては季節の変わり目でもあり、健康にご自愛をいただき、村政発展のため一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成26年第3回朝日村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時08分